

社会教育事業について

1 協定項目の要旨・留意点

- (1) 社会教育、文化振興、スポーツ振興及び教育振興施設に関する事業・制度について検討する。
- (2) 関連資料については、別紙のとおり。

2 提案の理由

社会教育事業においては、住民の生活文化の振興のため充実した環境を整備し、そのための学習機会、情報提供等に努め、住民サービスの低下を生じないように再編する観点から、事務事業一元化調整方針の協議の原則に沿った内容で提案するものである。

3 協定（協議）先進事例

兵庫県篠山市（平成11年4月1日 新設合併）

- ・ 社会教育関係審議会等については、新市において新たに設置する。
- ・ 子育てふれあいセンター事業及び社会教育指導員の設置事業については、現行のとおりとする。
- ・ 視覚障害者広報活動事業は、篠山町の例による。
- ・ 町指定文化財は、新町に引き継ぐ。

東京都西東京市（平成13年1月21日 新設合併）

- ・ 生涯学習推進計画に関すること
新市において、新たに策定する。
- ・ 青少年の健全育成に関すること
新市において事業全般のあり方を調整する。
- ・ 集会所等に関すること
現行のまま新市へ引き継ぐ。
- ・ その他社会教育事業に関すること
当面、現行の内容を継続し、新市においてそのあり方を検討する。
- ・ 文化財の保護に関すること
現行のまま新市へ引き継ぐ。
- ・ 社会体育施設に関すること
運営については、当面現行のとおりとする。ただし、財団法人保谷市文化・スポーツ振興財団の活用を今後検討する。
- ・ 体育・スポーツ及びレクリエーション事業に関すること
当面、現行のまま事業を実施する。ただし、財団法人保谷市文化・スポーツ振興財団の活用を今後検討する。
- ・ 公民館に関すること
公民館については、「地区館一分館」方式とし、田無地区・保谷地区に各々一つの地区館と二つの分館を置く。
- ・ 図書館に関すること
図書館については、中央図書館を中央館とし、その他の館を地域館とする。
- ・ 菅平少年自然の家（田無山荘）に関すること
菅平少年自然の家については、現行のまま新市へ引き継ぐ。

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併）

社会教育事業については、引き続き学習機会、情報の提供等に努めつつ、市民サービスの低下を生じないように再編する。

香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併）

- ・ 主要行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。
- ・ 各種行事関係、生涯学習講座等は、基本的に現行のとおりとするが、新市において調整を図る。
- ・ 指定文化財等は、新市に引き継ぐこととする。
- ・ 各事業等は、新市においても継続して実施する。

4 参考法令等（条文等抜粋）**社会教育法（昭和24年法律第207号）**

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- (1) 社会教育に必要な援助を行うこと。
- (2) 社会教育委員の委嘱に関すること。
- (3) 公民館の設置及び管理に関すること。
- (4) 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。
- (5) 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- (6) 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- (7) 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- (8) 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- (9) 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- (10) 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- (11) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- (12) 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- (13) 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。
- (14) 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- (15) 情報の交換及び調査研究に関すること。
- (16) その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		(生涯学習推進体制)	教育部会 社会教育分科会
調整方針 (案)	合併時に川内市の例により調整する			
市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町
名称	川内市生涯学習推進本部	樋脇町生涯学習推進会議	いきいき入来まちづくり推進会議	東郷町生涯学習推進会議
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長1(川内市長) ・副本部長4(市議会議長・教育長・市公民会連絡協議会長・市女性団体連絡協議会長) ・専門部会(環境整備部会・地域づくり部会・ネットワーク部会) ・推進本部委員83名と幹事会19名(行政職員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長1名 ・副会長2名 ・委員(町長、教育長、小中高校、PTA、文化協会、体育協会、女団連、自公連長、町議会議長、文厚委員長、地区公民館長、町老人クラブ、子供会、観光協会、JA、商工会、社会福祉協議会、民生委員、交通安全協会、企業代表、役場課局長) 計45名 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長1名(町長) ・副会長3名(助役、収入役、教育長) ・委員(各学校の長、PTAの代表、各分館長、各公民館の代表、各女性団体の代表、社会教育関係団体の代表、町内各企業及び事務所等の代表、有識者、行政関係者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・会長1名(町長) ・副会長2名(教育長、社会教育委員会議長) ・運営委員14名(社会教育委員) ・委員36名(助役、議会議長、議会総務委員長、議会経済建設委員長、教育委員長、幼稚園長、学校長、企業代表、文化財保護審議会議長、体育指導委員長、校区公民館長、校区公民館主事、役場課(局・所)長)
事務局	教育委員会社会教育課	教育委員会社会教育課	教育委員会社会教育課	教育委員会社会教育課
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の構想に関すること。 ・生涯学習に関する施策の総合的な調査、企画及び調整に関すること。 ・生涯学習推進体制の確立に関すること。 ・その他生涯学習推進に必要なこと。 生涯学習推進本部会議、同正副部長会、同部会 生涯学習フェスティバル 生涯学習研修視察	<ul style="list-style-type: none"> ・樋脇町生涯学習推進大会の開催 ・地区生涯学習推進大会への参加 ・生涯学習県民フェアへの参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいき入来まちづくり推進大会・じんけんフェスタの開催 ・教育、文化、経済、保健、スポーツ各分野にわたって町民の幸せを高めるための調査研究、情報の提供、連絡調整に関すること。 ・町民参加のもと、「豊かに創造し躍進するまちづくり、人づくり」に関すること。 ・その他、この会の目的達成のため、必要な事業の実施に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の構想 ・生涯学習推進体制の整備 ・東郷町生涯学習推進大会・フェアの開催
予算	社会教育振興費に生涯学習推進事業費として計上 2,737千円	<ul style="list-style-type: none"> ・独立会計を有せず、社会教育課予算として計上 生涯学習推進会議委員報償金256千円 生涯学習県民フェア一委員報償金160千円 	独立会計を有せず、社会教育総務費より支出 319千円	独立会計を有せず、社会教育課の集団学習奨励費等で講座 を開設している。
市町村名	祁答院町	里村	上甌村・下甌村・鹿島村	課題・検討事項
名称	祁答院町生涯学習推進会議	生涯学習推進会議		
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・会長(1) ・副会長(2) ・部員(45) 町長、助役、収入役、教育長、社会教育委員、教育委員長、学校長、幼稚園長、議会議長、文化協会長、体育指導委員長、校区公民館長、役場課(局・所)長等48名	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長(村長) ・副本部長(助役、収入役、教育長) ・委員(各課長) 村長、助役、教育庁、各課長(総務、住民、保健福祉、経済、建設)、教育委員会、民間企業代表、婦人会代表、PTA代表、青年団代表、寿クラブ代表、体協代表、文教代表、議会代表、学校代表、農協代表、商工会代表、漁協代表、自治公民館代表、学識経験者、社会教育委員長	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局をどこに置くか。組織の機能化を図る必要がある。 ・推進会議の意義、目的等の見直し ・コミュニティ統合方針との調整
事務局	教育委員会社会教育課	教育委員会社会教育係		
業務内容	専門分科会の開催 ・青少年育成部会 ・健康福祉部会 ・文化づくり部会 ・地域づくり部会 祁答院町生涯学習推進大会の開催	里村生涯学習大会の開催		
予算	独立会計を有せず。	独立会計を有せず。		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)				【図書館・図書室】	教育部会 社会教育分科会
調整方針 (案)	現在の川内市立図書館を中央図書館とし、各町村ごとに分館を設置する。その運営については、新市に移行後、随時調整する。					
市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
施設名	川内市立図書館	樋脇町郷土館図書室 樋脇町中央公民館図書室	入来町郷土館図書室	東郷町中央公民館図書室	祁答院町農業改善センター農事図書室	
蔵書数	158,984冊	19,809冊	16,647冊	16,772冊	16,762冊	
登録者数	28,772人	572人	2,705人	252人	登録制度なし	
開館時間	8:45～21:00(平日17時から21時までと土・日・祝祭日はまちづくり公社で対応)	郷土館 8:30～17:00 中央公民館 8:30～22:00	9:00～17:00	9:00～18:00	9:00～17:00	
休館日	毎月第4木曜日の8:45～17:00及び特別図書整理期間	毎週月曜日、1月1日～3日、12月29日～31日(郷土館は第3日曜日休館)	毎週月曜日、祝日、第3日曜日、12月29日～1月4日	第3日曜日、祝日、12月28日～1月4日	12月28日～1月3日	
1回の貸出冊数及び期間	本館・・・1人5冊以内、2週間以内 移動図書館・・・1人10冊以内、約1か月	1人1回3冊以内、10日間以内	1人1回3冊以内、2週間以内	1人1回5冊以内、2週間以内	1人1回5冊以内、2週間以内	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館システム ・移動図書 ・おはなしひろば(読み聞かせ) ・団体文庫貸出 ・読書感想文コンクール ・図書館だより ・図書館教養講座 ・ふれあい図書館講座 ・読書活動推進大会 ・郷土文芸誌「文化川内」発行 ・図書館だより「青空」の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書活動推進大会(廃棄本の配本) ・小学校・読書グループへの貸出 ・巡回図書 ・広報誌作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニ読書感想文・感想画作品展 ・図書室だよりの発行 ・読み聞かせ会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・おはなし広場 ・団体貸出 ・乳幼児健診時の読み聞かせ ・読書だより「フレンド」の発行(2ヶ月1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・おはなしの時間 ・巡回図書 ・企業図書 ・読書感想画コンクール 	
図書購入費	13,518千円	611,684円	800千円		1,000千円	
市町村名	里村	上甑村	下甑村	鹿島村	課題・検討事項	
施設名	里村中央公民館図書室	上甑村公民館図書室	下甑村立公民館図書室	役場庁舎内図書室	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館と他館との関連 ・職員体制、開館時間、図書システムの調整 	
蔵書数	約7,000冊	3,976冊	11,800冊	3,500冊		
登録者数	111人			695人		
開館時間	8:30～17:00	9:00～17:00	8:30～17:15	8:30～17:00		
休館日	毎週土・日曜日、祝日、12月28日～1月4日	祝日、12月29日～1月3日	なし	祝日、12月29日～1月3日		
1回の貸出冊数及び期間	・本 1人4冊 ビデオ 1人1本 ・2週間以内		移動図書は1回5冊以内	5冊 14日間		
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・里村読書の集い(読書感想画・感想文) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各集会施設に県立図書館巡回図書を配本 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動図書 ・親子読書講演会 ・図書システム(パソコン管理) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育だより 		
図書購入費	200千円	350千円	600千円	100千円		

川藤地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)				[成人式]	教育部会 社会教育分科会
調整方針(案)	新市主催の成人式を川内市の例により実施する。また、各地域の祝賀会等についても、実施主体等を調整の上、地域の実情により実施する。					
市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	
開催日	1月12日	1月2日	1月3日	1月3日	1月2日	
会場	川内市民会館	ホテルグリーンヒル	入来町文化ホール「サンフラワーいりき」	東郷町中央公民館ホール	祁答院町農村環境改善センター多目的ホール	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 第1部社会教育課、第2部成人式実行委員会が企画・運営 第1部 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 開会のことば 2 国歌斉唱 3 市民憲章唱和 4 市長式辞 5 議長祝辞 6 来賓紹介 7 記念品紹介 8 成人者代表謝辞 9 閉式のことば 第2部 はたちのつどい <ol style="list-style-type: none"> 1 はたちの主張 2 合唱(市民合唱団) 3 チアリーディング 4 おたのしみ抽選会 	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会を組織し、教育委員会事務局が共催として行う。 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 国歌斉唱 2 励ましのことば(町長) 3 恩師からのことば 4 記念樹贈呈(町木 椿の苗木) 5 乾杯 6 先輩からのメッセージ 7 新成人者近況報告 	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会を組織し、教育委員会事務局と協議しながら行う。 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 国歌斉唱 2 町長祝辞(町議会委員、町議会議長) 3 来賓(町議会議長)祝辞 4 新成人誓いのことば 5 記念品贈呈(新成人代表から町長へ) 6 小・中学校の思い出(パソコン) 	<ul style="list-style-type: none"> 成人式運営委員会を組織し、町主催・教育委員会主管で行う。 式典前…オープニング(琴)・ふるさと「東郷町」の紹介(スライド) 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 開式のことば(助役) 2 国歌斉唱 3 町民憲章唱和(新成人) 4 式辞(町長) 5 あいさつ(教育長) 6 祝辞(町議会議長、町青年団会長) 7 新成人の抱負(新成人代表) 8 記念品贈呈(梅の苗木、町長から新成人代表へ) 9 祝電披露(教委総務課長) 10 謝辞(新成人代表) 11 閉式のことば(教育委員長) 式典後アトラクション(太鼓)・記念写真撮影 	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会等を組織し、教育委員会社会教育課事務局とともに行う。 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 国歌斉唱 2 式辞(町長) 3 来賓(町議会議長、恩師)祝辞 4 祝電披露 5 記念品贈呈(町長、教育長、選挙管理委員長、婦人会長から新成人代表へ) 6 記念樹目録贈呈 7 新成人代表謝辞 ※ 第2部で意見発表とスライド鑑賞 	
予算	<ul style="list-style-type: none"> 青少年対策費に成人式開催事業費で計上 908千円 記念品 680千円 司会者 50千円 アトラクション 50千円 印刷製本費 83千円 	<ul style="list-style-type: none"> 記念樹 400円×130人×1.05=54,600円 消耗品費(胸章等) 48,300円 食糧費(飲み物代) 120円×200本=24,000円 印刷製本費 103,950円(冊子及び封筒) 会場借上料 132,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 記念品 ¥1,500×約100人 記念写真 新成人が自己負担 印刷製本費 ¥44,100(新成人名簿) 通信運搬費 ¥23,000(案内はがき、写真送付) 盆栽代 ¥10,000 	<ul style="list-style-type: none"> 記念品 1,000円×90人 出演団体謝金 80,000円(2団体) 印刷製本費 78,750円(成人式冊子) 記念写真代 新成人自己負担 	<ul style="list-style-type: none"> 記念品 ¥800円×約60人 消耗品費 ¥30,000円 通信運搬費 ¥10,000円(案内はがき) 	
市町村名	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	課題・検討事項	
開催日	1月3日	1月3日	1月3日	1月3日		
会場	里村中央公民館大ホール	老人福祉センター	村立中央公民館	鹿島村公民館ホール		
内容	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会等は組織せず、教育委員会事務局で行う。 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 一同礼 2 開式のことば 3 国歌斉唱 4 式辞 5 記念品授与 6 祝辞 7 励ましのことば 8 祝電披露 9 新成人自己紹介 10 記念品贈呈 	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会等は組織せず、教育委員会事務局で行う 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 国歌斉唱 2 村長あいさつ 3 祝辞(村議会議長・教育長) 4 新成人からのメッセージ(謝辞) 5 記念品贈呈(教育委員長から新成人代表へ) 	<ul style="list-style-type: none"> 実行委員会等は組織せず、教育委員会事務局で行う。 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 国歌斉唱 2 村長あいさつ 3 祝辞(村議会議長・教育長) 4 新成人からのメッセージ(謝辞) 5 記念品贈呈(村長から新成人代表へ) 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会事務局として準備、運営にあたる。 式典 <ol style="list-style-type: none"> 1 開式のことば(村総務課長) 2 国歌斉唱 3 式辞(村長) 4 祝辞(議長) 5 祝辞(教育長) 6 記念品贈呈(鹿島村郷土誌) 7 新成人者あいさつ 8 閉式の言葉(村総務課長) 9 祝電披露(教委総務課長) ※ 式典後に祝賀会 	<ul style="list-style-type: none"> 成人式を開催するのか。するとすれば、新市での一括開催。 開催日、開催方法、開催内容が異なる。 記念品や消耗品費等予算額が異なる。 	
予算	<ul style="list-style-type: none"> 記念品 5,000円×約30人 	<ul style="list-style-type: none"> 記念品 1,500×約25人 記念写真 約25人 消耗品費 印刷製本費 ¥15,000(写真代) 	<ul style="list-style-type: none"> 通信運搬費 7,200円 記念品 4,000円×30人 記念写真 1,800円×30人 	<ul style="list-style-type: none"> 通信費 8,600円 記念誌制作費 24,000円 		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		【文化財の保護・活用・伝承】	教育部会 文化振興分科会					
調整方針 (案)	当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(補助金については合併協定項目16号「補助金、交付金等の取扱い」で協議)								
課題・検討事項	・未指定文化財についての対応。特に伝承芸能等に補助金や報償費を支出しており、市町村の補助金額が異なる。補助金の予算の理由付けがあきらかでない。また、周知している文化財について看板と標柱のみのところがある。相当数の文化財が存在することになり、維持管理費よりも整備に経費がかかる。								
1 指定文化財の状況									
川内市									
NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	重要文化財(工芸品)	銅鏡花鳥文様	宮内町1935-2	新田神社	T7, 4, 8	国指定			
2	重要文化財(工芸品)	秋草蝶鳥鏡	宮内町1935-2	新田神社	S28, 11, 14	国指定			
3	重要文化財(工芸品)	柏樹鷹狩鏡	宮内町1935-2	新田神社	S28, 11, 14	国指定			
4	重要文化財(古文書)	新田神社文書(124通)	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	新田神社	S58, 6, 6	国指定			
5	重要文化財(歴史資料)	船大工榑木家関係資料	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	歴史資料館	H7, 6, 15	国指定			
6	記念物(史跡)	薩摩国分寺跡	国分寺町大都及び下台の一部	文化課・有馬洋子(鶴峯窯跡)	S19, 11, 13	国指定		10,230円,清掃賃金(鶴峯窯跡) 2,310千円(公社委託)	鶴峯窯跡含む
7	記念物(天然記念物)	永利のオガタモノキ	永利町石神106番地1	宮浦正子	S19, 11, 13	国指定		10,230円	
8	記念物(天然記念物)	オニバス自生地	寄田町885番地39ほか(小平良池)	文化課	S30, 1, 14	県指定		清掃賃金 10,230円,草払い作業19,800円(シルバー委託)	
9	民俗文化財(無形民俗文化財)	南方神社春祭に伴う芸能(田打)(高江太郎太郎踊り)	高江町	高江太郎太郎踊り保存会	S37, 10, 24	県指定	30,000円	129,000円	
10	民俗文化財(無形民俗文化財)	新田神社の御田植祭に伴う芸能(奴踊・棒踊)	宮内町1935-2(新田神社)	宮内奴振踊保存会・寄田棒踊保存会	S38, 6, 17	県指定	奴踊60,000円,棒踊30,000円	奴踊662,000円,棒踊	
11	民俗文化財(無形民俗文化財)	久見崎盆踊(想夫恋)	久見崎町	久見崎盆踊り「想夫恋」保存会	S46, 5, 31	県指定	30,000円	179,402円	
12	有形文化財(彫刻)	阿弥陀如来坐像1軀 両脇侍像2軀	高江町長崎阿弥陀堂(長崎公民館)	長崎公民会	S62, 3, 16	県指定			
13	有形文化財(建造物)	新田神社本殿・拝殿・舞殿・勅使殿・両脇摂社	宮内町1935-2(新田神社)	新田神社	H2, 3, 23	県指定			
14	記念物(史跡)	平佐焼窯跡	天辰町皿山2992	柚木崎テル	S, 42, 9, 23	市指定		20,460円	
15	記念物(史跡)	和睦石	大小路町泰平寺公園内	文化課	S, 42, 9, 23	市指定			
16	記念物(史跡)	宥印法印の墓	大小路町泰平寺	羽坂光昭	S, 42, 9, 23	市指定		10,230円	

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
17	有形文化財(歴史資料)	平佐焼絵形	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	土屋ノブ子	S, 46, 11, 1	市指定			
18	記念物(天然記念物)	新田神社の大樟	宮内町1935-1(新田神社)	新田神社	S, 46, 11, 1	市指定			
19	記念物(史跡)	船間島古墳	港町510	船間島公民会	S, 46, 11, 1	市指定		20,460円	
20	有形文化財(建造物)	江之口橋	高江町八間川口	文化課	S, 47, 4, 1	市指定			
21	記念物(史跡)	北郷家墓地	平佐町2088	北郷クニ	S, 56, 12, 5	市指定		51,150円(シルパー委託)	
22	記念物(史跡)	森殿原の石塔	宮崎町字森殿原1834	赤沢津公民会	S, 56, 12, 5	市指定		10,230円	
23	民俗文化財(有形民俗文化財)	宮里田の神石像	宮里町字日吉地内	堀之内公民会	S, 56, 12, 5	市指定		10,230円	
24	民俗文化財(有形民俗文化財)	松下田庚申塔	城上町上塚字松下田5416	松下直二	S, 56, 12, 5	市指定			
25	民俗文化財(有形民俗文化財)	尾白江庚申供養燈籠	尾白江町3221番地1	尾白江郷中	S, 56, 12, 5	市指定		10,230円	
26	民俗文化財(無形民俗文化財)	次郎次郎踊り	水引町字射勝5921(射勝神社)	次郎次郎踊り保存会	S, 56, 12, 5	市指定	25,000円	175,000円	
27	記念物(史跡)	鳥追の杜	鳥追町102	文化課	S, 60, 3, 27	市指定		清掃賃金 10,230円,水道料 8,400円	
28	有形文化財(彫刻)	福昌寺仁王石像	向田町1040(福昌禅寺)	福昌禅寺	S, 60, 3, 27	市指定			
29	記念物(史跡)	薩摩国分寺層塔	国分寺町字西原4346-1	文化課	S, 60, 3, 27	市指定			
30	記念物(史跡)	戸田観音石塔群等	中村町戸田	鶴原国雄	S, 60, 3, 27	市指定		10,230円	
31	記念物(史跡)	久住阿弥陀山磨崖仏	久住町490	中園カオル	S, 60, 3, 27	市指定		10,230円	
32	記念物(史跡)	天狗鼻海軍望楼台	寄田町1094-2	文化課	S, 60, 3, 27	市指定		22,770円(シルパー委託)	
33	有形文化財(考古資料)	清水寺経壺	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	歴史資料館	S, 60, 3, 27	市指定			
34	記念物(史跡)	大源寺跡入来院氏関係石塔群	隈之城町1531	隈之城墓地管理委員会	S, 61, 3, 26	市指定		10,230円	
35	有形文化財(建造物)	降来橋と擬宝珠	宮内町1935-2(新田神社)	新田神社	S, 61, 3, 26	市指定			
36	有形文化財(歴史資料)	太平橋架橋碑	東開開町14-1	文化課	S, 61, 3, 26	市指定			
37	有形文化財(古文書)	宥印法印文書	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	歴史資料館	S, 61, 3, 26	市指定			
38	有形文化財(建造物)	兼喜神社本殿及び拝殿	平佐町1850	平佐共有社	S, 61, 3, 26	市指定		10,230円	
39	有形文化財(考古資料)	熊野神社板碑	中郷一丁目327	育英校区校連会	H, 1, 9, 26	市指定		10,230円	
40	記念物(史跡)	島津歳久及び殉死者の供養塔	田海町2409	金吾様講	H, 1, 9, 26	市指定		10,230円	
41	記念物(史跡)	高城氏石塔群	高城町1301(高来小学校裏)	高来校区公連会	H, 1, 9, 26	市指定		10,230円	
42	記念物(史跡)	北山寺住僧墓	高城町4660	上手公民会	H, 1, 9, 26	市指定		20,460円	

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
43	記念物(史跡)	水引経塚	水引町5576-2	片平キミ	H, 1, 9, 26	市指定		10,230円	
44	有形文化財(彫刻)	阿弥陀如来像	中村町6026	児玉健一郎	H, 4, 3, 25	市指定			
45	有形文化財(歴史資料)	ロザリオ聖母踏絵	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	川内カトリック教会	H, 4, 3, 25	市指定			
46	記念物(史跡)	横岡古墳	上川内町字釜口4770-1(横岡古墳公園)	文化課	H, 4, 3, 25	市指定		242千円(公社委託)	
47	記念物(史跡)	泰平寺住僧墓	大小路町2158(泰平寺墓地)	文化課	H, 4, 3, 25	市指定			
48	有形文化財(考古資料)	青磁蓮華唐草文碗 青磁櫛描き文皿	中郷二丁目2番6号(歴史資料館)	歴史資料館	H, 7, 3, 24	市指定			
49	民俗文化財(有形民俗文化財)	今村庚申塔	田海町1500	加治屋幸夫	H, 7, 3, 24	市指定		10,230円	
50	民俗文化財(無形民俗文化財)	飯母鷹踊り	中村町4927	飯母鷹踊り保存会	H, 7, 3, 24	市指定	25,000円	293,091円	
51	民俗文化財(無形民俗文化財)	高城町太鼓踊り	高城町2308	高城町太鼓踊り保存会	H, 7, 3, 24	市指定	25,000円	551,303円	
52	民俗文化財(無形民俗文化財)	中郷虚無僧踊り	中郷町6485-7	中郷虚無僧踊り保存会	H, 7, 3, 24	市指定	25,000円	93,600円	
53	記念物(史跡)	桃花山浄興寺石塔群	高城町3059-209	高城町町民会	H, 7, 3, 24	市指定		10,230円	
54	記念物(史跡)	上野氏関係石塔群	百次町2385	山下利廣	H, 11, 4, 22	市指定		10,230円	
55	民俗文化財(無形民俗文化財)	川内大綱引		川内大綱引保存会	H, 11, 7, 28	市指定			
56	記念物(天然記念物)	久見崎ハマボウ自生地	久見崎町字蛸原崎35-1ほか	株式会社西日本地産	H, 12, 8, 1	市指定		19,800円(シルバー委託)	

樋脇町

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	無形民俗	新田神社の御田植祭に伴う芸能(奴)	倉野	倉野奴踊り保存会	S38.06.17	県指定	54,000円		
2	史跡	倉野殿墓	上手	中畝地 一盛	S50.09.30	町指定	7,000円		
3	史跡	倉野磨崖仏	木下	倉野区公民館	S50.09.30	町指定	7,000円		
4	史跡	倉野六地藏塔	木下	倉野区公民館	S50.09.30	町指定	7,000円		
5	史跡	木下の逆修塔群	木下	福園 健一	S50.09.30	町指定	7,000円		
6	彫刻	笹嶺の馬頭観音像	笹嶺	倉野区公民館	S50.09.30	町指定	7,000円		
7	史跡	塔之原殿墓	村子田	堂前 博澄	S50.09.30	町指定	5,000円		
8	史跡	東郷渋谷氏宝篋印塔	村子田	西 ノキ	S50.09.30	町指定	5,000円		
9	史跡	薬師堂の荒神石塔	笹ヶ迫	笹ヶ迫公民館	S50.09.30	町指定	5,000円		
10	史跡	愛宕山勝軍地藏	祢地山	祢地山公民館	S50.09.30	町指定	5,000円		
11	史跡	三島の仁王像	三島	塔之原四区公民館	S50.09.30	町指定	7,000円		
12	史跡	瑠璃光寺跡石塔群	三島	塔之原四区公民館	S50.09.30	町指定	7,000円		
13	史跡	霧島若宮神社宝塔残欠	上之原	上之原公民館	S50.09.30	町指定	5,000円		
14	史跡	快慶入定の石室	上之原	上之原公民館	S50.09.30	町指定	5,000円		
15	史跡	祢礼北の六地藏塔	祢礼北	堂ノ脇 大雄	S50.09.30	町指定	5,000円		

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
16	史跡	阿弥陀殿の岩仏	草木段	鬼塚 幸男	S50.09.30	町指定	5,000円		
17	史跡	牛鼻の逆修塔群	下牛鼻	柿山 里志	S50.09.30	町指定	5,000円		
18	史跡	永田の十三仏塔	永田	上永田 ヨツ	S54.12.01	町指定	5,000円		
19	有形民俗	祢地山の田ノ神	祢地山	祢地山公民館	S62.01.10	町指定	7,000円		
20	有形民俗	本庵の田ノ神	本庵	本庵公民館	S62.01.10	町指定	5,000円		
21	史跡	後醍醐院源良任之墓	和田	小水流 増男	H01.01.23	町指定	5,000円		
22	歴史資料	樋脇町鳥瞰図	郷土館	樋脇町	S63.06.24	町指定			
23	史跡	玄豊寺跡	和田	市比野四区公民館	S50.09.30	町指定	14,000円		
24	史跡	地頭仮屋跡	水流	さつま川内農協	S50.09.30	町指定			
25	史跡	櫛野駅の跡	向湯	久保 ミカエ	S50.09.30	町指定			
26	史跡	下岩戸のかくれ念仏	山口	岩戸 正勝	H14.04.25	町指定	7,000円		

入来町

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	無形民俗	疱瘡踊り	浦之名	麓上, 下公民会	S38.6.17	県指定	50,000円		
2	有形民俗	田の神	副田中組	中組公民会	S41.3.11	県指定	10,000円		
3	史跡	お石塔	鹿児島市唐湊一丁目19-2	入来院重弘	S49,7,1	町指定	10,000円		
4	史跡	いくさ墓	浦之名555	是枝宏輝	S49,7,1	町指定	10,000円		
5	史跡	渋谷有重の墓塔	浦之名9090	中島美代子	S49,7,1	町指定	10,000円		
6	史跡	大永板碑	浦之名9728-乙	高橋久光	S49,7,1	町指定	10,000円		
7	史跡	天文板碑	浦之名9728-乙	高橋久光	S49,7,1	町指定			
8	史跡	十三仏塔	浦之名3168	勝田フミ子	S49,7,1	町指定	10,000円		
9	史跡	三十三観音塔	浦之名207-1	東郷公夫	S49,7,1	町指定	10,000円		
10	史跡	旦那墓	鹿児島市唐湊一丁目19-2	入来院重弘	S57,3,16	町指定	10,000円		
11	史跡	神籠岳の環状列石	浦之名1350	市野々公民会	S57,3,16	町指定			
12	史跡	舟瀬殿墓石塔群	浦之名4-3	麓上公民会	S62,2,13	町指定	10,000円		
13	史跡	般若殿墓	浦之名6809	藤井勝	H1,6,21	町指定	10,000円		
14	天然記念物	イスノキ	浦之名5	今村市太郎	S49,7,1	町指定	10,000円		
15	天然記念物	イチイガシ	浦之名13614-2	市野々公民会	S49,7,1	町指定			
16	天然記念物	ナギ	浦之名13614-2	市野々公民会	S49,7,1	町指定	10,000円		
17	建造物	かやぶき門	浦之名130-1	入来院重朝	S57,3,16	町指定	10,000円		
18	建造物	漆喰壁土蔵	浦之名56	田中龍子	H6,2,8	町指定	10,000円		
19	有形民俗	田の神像	浦之名14115-1	松下田公民会	S57,3,16	町指定	10,000円		
20	有形民俗	栗下磨崖仏	浦之名6089-2	谷口富男	S62,2,13	町指定	10,000円		
21	有形民俗	昌了寺跡仁王像	浦之名7496	山下茂	S62,2,13	町指定	10,000円		
22	無形民俗	入来神舞	浦之名7303	是枝青栄	S49,7,1	町指定	100,000円		
23	無形民俗	朝陽上名楽太鼓踊	原集落	上床研二	H1,6,21	町指定	50,000円		
24	無形民俗	山上下名楽太鼓踊	山下集落	松下道治	H1,6,21	町指定	50,000円		
25	無形民俗	下手一本矢旗太鼓踊	下手集落	上野光男	H1,6,21	町指定	50,000円		
26	史跡	入来院重高墓塔	副田6841番地2	入来院重弘	H15.5.9	町指定	8,000円		

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
東郷町									
NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	天然記念物	臥竜梅	藤川天神境内	川添 千秋	S16.10.3	国指定		560,000円	
2	有形文化財	木像(大磯作也作)	五社松尾神社	地頭 操	S46.7.13	町指定			
3	有形文化財	板碑一基	斧淵・経塚	上原 勇作	S46.7.13	町指定		10,000円	
4	記念物	香積寺跡及び石・木像彫刻	南瀬・城ヶ原	重留 勝輔	S46.7.13	町指定		10,000円	
5	民俗文化財	人形浄瑠璃	斧淵	木場 岩利	S46.7.13	町指定	200,000円		
6	民俗文化財	南瀬の太鼓踊	南瀬	笹野 正男	S46.7.13	町指定	50,000円		
7	民俗文化財	山田楽	山田	中村 貞義	S46.7.13	町指定	50,000円		
8	記念物	小路磨崖仏	斧淵・愛宕山	後藤 文香	S50.7.28	町指定		10,000円	
9	記念物	南瀬観音古石塔群	南瀬・向江原	南瀬校区公民館	S57.11.9	町指定		10,000円	
10	記念物	司野古石塔群	斧淵・司野下	堂路 イツエ	H2.5.15	町指定		10,000円	
11	記念物	山田古石塔群	山田・沖田	山田校区公民館	H2.5.15	町指定		10,000円	
12	記念物	古城殿石塔	斧淵・古城	古城 満士	H2.5.15	町指定		10,000円	
13	民俗文化財	田之神	山田・玉田	山田校区公民館	H2.5.15	町指定		10,000円	
14	民俗文化財	女田之神	山田・山田下	平木 連	H2.5.15	町指定			
15	民俗文化財	田之神	斧淵・石堂	石堂 芳雄	H2.5.15	町指定			
16	記念物	渋谷重親公墓碑	斧淵・小路	武 ミキ	H2.5.15	町指定		10,000円	
17	天然記念物	久留須梅	藤川・上園	久留須 章	H2.5.15	町指定		10,000円	
18	有形文化財	笹野橋(石造太鼓橋)	南瀬・笹野	東郷町	H7.6.12	町指定			
19	民俗文化財	虚空蔵菩薩像	南瀬・山ノ口	古川 哲美	H7.6.12	町指定		10,000円	
20	民俗文化財	南瀬下の太鼓踊り	南瀬	田中 徳一	H7.6.12	町指定	50,000円		
21	記念物	宍野殿古石塔群	宍野	川原 認	H12.12.8	町指定		10,000円	
祁答院町									
NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	記念物	藺牟田池の泥炭形成植物群落	藺牟田1994	祁答院町	T10.03.03	国指定			
2	記念物(史跡)	屋所石塔群	藺牟田4394	長沼重夫	S52.04.01	町指定		10,000	
3	無形民俗	藺牟田神舞	藺牟田 296	牧山 望	S52.04.01	町指定			
4	記念物(史跡)	宇都六地藏塔	下 手 5365	末吉ミナ	S58.04.21	町指定		10,000	
5	有形民俗	岩屋観音磨崖仏	上 手702-2	下村玉枝	S58.04.21	町指定		10,000	
6	記念物(史跡)	大乘妙典千部塔	黒 木 4343	日置久景	S58.04.21	町指定		10,000	
7	記念物(絵画)	大村郷絵地図	下 手275-2	松永恒幸	S58.04.21	町指定			
8	記念物(書跡)	藺牟田郷諸家系図帳	藺牟田 138	藺牟田公民館	S58.04.21	町指定			
9	記念物(史跡)	永源寺跡	黒 木 165	若松クニエ	H15.03.01	町指定			
10	記念物(史跡)	円明院跡	黒 木191-1	祁答院町	H15.03.01	町指定			
11	記念物(史跡)	大村古城跡	下 手961-3	祁答院町外	H15.03.01	町指定			
12	記念物(史跡)	良重寺跡石塔群	下 手 67	祁答院町	H15.03.01	町指定			
13	記念物(史跡)	龍盛寺跡石塔群	下 手2962-5	田島春二外	H15.03.01	町指定			
14	有形民俗	藺牟田麓西の石敢当	藺牟田 8130	是枝タツ	H15.03.01	町指定			
15	記念物(史跡)	大翁寺跡	藺牟田 9071	樺山イキ	H15.03.01	町指定			
16	有形民俗	山王岳木造仏三尊像	藺牟田 1927	平原シズ	H15.03.01	町指定			

NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
里村									
NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	天然記念物	へゴ自生北限地帯	里村	里村	T15.10.27	国指定			
2	散布地	中町馬場遺跡	里村中町	里村		県指定			
3	民俗芸能	甌島の内侍舞	里村	角 三郎	H13.04.27	県指定	50,000円		
4	無形民俗	武者踊り	里村	中村 光衛	S56.03.06	村指定	20,000円		
5	無形民俗	さっくら踊り	里村	橋口 十一郎	S56.03.06	村指定	20,000円		
6	有形民俗	石笛	里村	鷺山 正清	S56.03.06	村指定			
7	史跡	小川の森	里村	里村	S56.03.06	村指定			
8	史跡	亀城跡	里村	里村	S56.03.06	村指定			
9	史跡	隠山	里村	里村	S56.03.06	村指定			
下甌村									
NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	天然記念物	へゴ自生北限地	下甌村青瀬池平	青瀬区	T15.10.27	国指定			
2	無形民俗	甌島のトシドン	下甌村	6保存会	S52.5.17	国指定			
3	史跡	江崎鼻祈願銘文	下甌村青瀬字焼原1404-1	下甌村	S48.4.1	村指定			
4	名勝	瀬尾瀑布	下甌村青瀬字観音堂	下甌村	S48.4.1	村指定			
鹿島村									
NO	種別	名称	所在地	所有者等	指定年月日	指定区分	補助金等	管理費等	その他
1	天然記念物	梶原家大ソテツ	鹿島村藺牟田108	梶原敏継	S52.6.20	村指定			
2	天然記念物	珊瑚群生地	夜菰浦海底	鹿島村長, 鹿島村漁協	S52.6.20	村指定			
3	天然記念物	ウミネコ繁殖地	字下藺落2512字三本迫2533-1~	鹿島村長, 鹿島村漁協	S52.6.20	村指定			
4	天然記念物	徳船寺境内及び周辺樹林	鹿島村藺牟田47	徳船寺	S52.6.20	村指定			
5	無形民族	念仏発祥地	字藺落1411	鹿島村長, 徳船寺総代会	S52.6.20	村指定			
6	有(考古資料)	検地台帳	鹿島村藺牟田1457-10	鹿島村教育委員会	S52.6.20	村指定			
7	登録有形文化財	鹿島村離島住民センター	鹿島村藺牟田1611-5	鹿島村長	H.13.8.28	国登録			
8	有形民俗	ソーロ	鹿島村藺牟田1530-1	鹿島村教育委員会	H13.12.17	村指定			
9	無形民族	トシドン	鹿島村藺牟田1530-1	鹿島村教育委員会	H13.12.17	村指定			

2 未指定文化財,個人,団体等の状況

川内市

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	郷土芸能	高江太鼓踊り	川内市高江町	高江太鼓踊り保存会	役員会, 踊り奉納	25,000 円	336,500 円	
2	郷土芸能	別府原鐘踊り	川内市田海町	別府原鐘踊り保存会	総会, 練習, 神社奉納	25,000 円	73,000 円	
3	郷土芸能	高城町虚無僧踊り	川内市高城町	高城町虚無僧踊り保存会	踊り奉納	25,000 円	551,303 円	
4	郷土芸能	中郷町太鼓踊り	川内市中郷町	中郷太鼓踊り保存会	委員会, 練習	25,000 円	351,200 円	
5	郷土芸能	網津町郷土芸能(バラ踊り)	川内市網津町	網津町郷土芸能保存会	練習, 踊り奉納	25,000 円	82,000 円	
6	郷土芸能	戸田観音棒踊り	川内市中村町	戸田観音棒踊り保存会	戸田観音祭りに奉納	25,000 円	175,824 円	
7	郷土芸能	久見崎次郎次郎踊り	川内市久見崎町	久見崎次郎次郎踊り保存会	練習, 踊り奉納	25,000 円	228,948 円	
8	郷土芸能	陽成太鼓踊り	川内市陽成町	陽成太鼓踊り保存会	実行委員会, 奉納	25,000 円	835,300 円	
9	団体等	せつべとべ自然と民話に遊ぶ会	川内市国分寺町	せつべとべ自然と民話に遊ぶ会世話人	民話と史跡, 文化財の探訪	100,000 円	3,614,075 円	
10	団体等	川内市郷土史研究会	川内市宮内町	川内市郷土史研究会会長	講演会、研究発表、史跡探訪	135,000 円	840,571 円	
11	御仮屋跡	西方御仮屋跡	川内市西方町					
12	寺跡	金剛院跡	川内市中福良町					
13	寺跡	宅満寺跡	川内市中郷一丁目					
14	石造物	十三仏	川内市久住町					
15	教会跡	京泊天主堂跡	川内市港町					
16	堤防跡	長崎堤防	川内市高江町					
17	生誕地	山本實彦誕生の地	川内市東大小路町					
18	橋梁	母合橋	川内市西開開町・宮里町					
19	石造物	薩摩国分寺(江戸期)僧侶墓	川内市国分寺町					
20	御仮屋跡	平島御仮屋跡	川内市湯島町平島					
21	生誕地	横綱西之海嘉治郎生誕の地	川内市高城町					
22	石造物	横綱西之海嘉治郎の墓	川内市高城町					
23	石造物	高城秋月の碑	川内市高城町					
24	石造物	大又の古石塔群	川内市中村町					
25	寺跡	満福寺跡	川内市永利町					
26	寺跡	東光寺跡	川内市永利町					
27	街道跡	薩摩街道(出水筋)	川内市木場茶屋町					
28	教会跡	皿山カトリック教会跡地	川内市天辰町					
29	橋梁	新地橋親柱(対象11年架設)	川内市					
30	軍港跡関連	日和山	川内市久見崎町					
31	橋梁	妹背橋	川内市高城町					
32	石造物	串木野氏初代三郎忠道の墓	川内市平佐町					
33	古戦場	千人塚	川内市中郷町					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
34	埋蔵文化財包蔵地	30番	川内市西方町30番					
35	埋蔵文化財包蔵地	時光段	川内市西方町時光段					
36	埋蔵文化財包蔵地	早馬	川内市西方町早馬					
37	埋蔵文化財包蔵地	冷水ヶ迫	川内市西方町冷水ヶ迫					
38	埋蔵文化財包蔵地	塘田平	川内市湯田町塘田平					
39	埋蔵文化財包蔵地	田中原	川内市陽成町田中原					
40	埋蔵文化財包蔵地	佐原	川内市陽成町佐原					
41	埋蔵文化財包蔵地	吉川	川内市城上町吉川					
42	埋蔵文化財包蔵地	長野	川内市城上町長野					
43	埋蔵文化財包蔵地	前畑	川内市城上町前畑					
44	埋蔵文化財包蔵地	役田	川内市田海町役田					
45	埋蔵文化財包蔵地	柿之角	川内市田海町柿之角					
46	埋蔵文化財包蔵地	別府原	川内市田海町別府原					
47	埋蔵文化財包蔵地	自下	川内市田海町自下					
48	埋蔵文化財包蔵地	中原	川内市田海町中原					
49	埋蔵文化財包蔵地	中上之原	川内市田海町中上之原					
50	埋蔵文化財包蔵地	流鏑馬原	川内市田海町流鏑馬原					
51	埋蔵文化財包蔵地	流鏑馬原経塚	川内市田海町流鏑馬原					
52	埋蔵文化財包蔵地	上坊	川内市城上町上坊					
53	埋蔵文化財包蔵地	下大迫	川内市陽成町下大迫					
54	埋蔵文化財包蔵地	麦之浦貝塚	川内市陽成町本川・白谷					
55	埋蔵文化財包蔵地	片平	川内市水引町片平					
56	埋蔵文化財包蔵地	水引経塚	川内市水引町水引経塚					
57	埋蔵文化財包蔵地	種子無	川内市水引町種子無					
58	埋蔵文化財包蔵地	井上	川内市網津町井上					
59	埋蔵文化財包蔵地	水引窯跡	川内市港町水引窯跡					
60	埋蔵文化財包蔵地	船間島古墳	川内市港町船間島					
61	埋蔵文化財包蔵地	十文字原	川内市湯島町十文字原					
62	埋蔵文化財包蔵地	御釣場古墳	川内市湯島町平島					
63	埋蔵文化財包蔵地	横岡古墳	川内市上川内町釜口					
64	埋蔵文化財包蔵地	外川江	川内市五代町西外川江					
65	埋蔵文化財包蔵地	下五代	川内市五代町下五代					
66	埋蔵文化財包蔵地	崎野古墳	川内市五代町羽田					
67	埋蔵文化財包蔵地	植平	川内市五代町植平					
68	埋蔵文化財包蔵地	久留巢原	川内市五代町中城ほか					
69	埋蔵文化財包蔵地	崎原	川内市五代町崎原					
70	埋蔵文化財包蔵地	若宮	川内市五代町若宮					
71	埋蔵文化財包蔵地	軍原	川内市五代町軍原					
72	埋蔵文化財包蔵地	別府	川内市五代町別府					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
73	埋蔵文化財包蔵地	弥勒寺跡	川内市宮内町八幡馬場					
74	埋蔵文化財包蔵地	端陵	川内市宮内町(新田神社)					
75	埋蔵文化財包蔵地	中陵	川内市宮内町(新田神社)					
76	埋蔵文化財包蔵地	越之巢	川内市御陵下町越之巢					
77	埋蔵文化財包蔵地	屋形原	川内市御陵下町屋形原					
78	埋蔵文化財包蔵地	風口経塚	川内市御陵下町風口					
79	埋蔵文化財包蔵地	薩摩国府跡	川内市御陵下町・国分寺町					
80	埋蔵文化財包蔵地	薩摩国分寺跡	川内市国分寺町大都・下台					
81	埋蔵文化財包蔵地	国分寺台地	川内市国分寺町・御陵下町					
82	埋蔵文化財包蔵地	鶴峯窯跡	川内市中郷町鶴峯					
83	埋蔵文化財包蔵地	計志加里	川内市中郷町計志加里					
84	埋蔵文化財包蔵地	薩摩国分寺下	川内市中郷町京田					
85	埋蔵文化財包蔵地	原田	川内市原田町					
86	埋蔵文化財包蔵地	東大小路A	川内市東大小路町東大小路町下目ほか					
87	埋蔵文化財包蔵地	東大小路B	川内市東大小路町東大小路町大島馬場ほか					
88	埋蔵文化財包蔵地	泰平寺跡	川内市大小路町2158					
89	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	仕剣丸城跡	川内市西方町仕剣丸					
90	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	湯田城跡	川内市湯田町高城					
91	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	松尾城跡	川内市湯田町松之尾					
92	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	ハゲ城跡	川内市湯田町行人平					
93	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	西川内城跡	川内市田海町城ヶ字都					
94	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	新城跡	川内市田海町新城ヶ原					
95	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	高城跡	川内市田海町高城					
96	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	平山城跡	川内市城上町平山					
97	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	タンタコ城跡	川内市城上町城山					
98	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	藤峯城跡	川内市城上町今寺					
99	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	梅ヶ城跡	川内市城上町梅次郎					
100	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	染ノ城跡	川内市高城町染敷					
101	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	内ノ城跡	川内市高城町内ノ城					
102	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	妹背城跡	川内市高城町城内					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
103	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	白谷城跡	川内市陽成町本川・白谷					
104	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	八丸城跡	川内市小倉町柳ノ丸					
105	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	梶城跡	川内市小倉町梶					
106	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	小倉城跡	川内市小倉町立山・茶園					
107	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	梶城跡	川内市五代町梶・松尾					
108	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	水引城跡	川内市御陵下町本城					
109	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	小松城跡	川内市宮内町小松城					
110	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	亀ヶ城跡	川内市中郷町山崎					
111	埋蔵文化財包蔵地	久住原	川内市久住町落シほか					
112	埋蔵文化財包蔵地	中鶴	川内市久住町中鶴					
113	埋蔵文化財包蔵地	長野原	川内市中村町長野					
114	埋蔵文化財包蔵地	楠元原	川内市中村町・久住町					
115	埋蔵文化財包蔵地	馬立	川内市楠元町馬立					
116	埋蔵文化財包蔵地	杉之角	川内市白浜町杉之角					
117	埋蔵文化財包蔵地	平佐焼窯跡群	川内市天辰町皿山					
118	埋蔵文化財包蔵地	天辰原	川内市天辰町天辰原					
119	埋蔵文化財包蔵地	古原	川内市天辰町古原					
120	埋蔵文化財包蔵地	天辰廃寺跡	川内市天辰町川原田					
121	埋蔵文化財包蔵地	原口	川内市田崎町原口・外園					
122	埋蔵文化財包蔵地	喜入原	川内市平佐町喜入原					
123	埋蔵文化財包蔵地	大明原	川内市田崎町大明原					
124	埋蔵文化財包蔵地	童久保	川内市永利町童久保					
125	埋蔵文化財包蔵地	高牧	川内市永利町高牧					
126	埋蔵文化財包蔵地	鑪口	川内市永利町鑪口					
127	埋蔵文化財包蔵地	青木	川内市永利町青木					
128	埋蔵文化財包蔵地	池府	川内市永利町池府					
129	埋蔵文化財包蔵地	堂山	川内市永利町堂山					
130	埋蔵文化財包蔵地	里	川内市永利町里					
131	埋蔵文化財包蔵地	万徳原	川内市永利町万徳原					
132	埋蔵文化財包蔵地	向原	川内市永利町向原					
133	埋蔵文化財包蔵地	馬場	川内市永利町馬場					
134	埋蔵文化財包蔵地	中陣	川内市永利町中陣					
135	埋蔵文化財包蔵地	目出川	川内市永利町目出川					
136	埋蔵文化財包蔵地	小原	川内市永利町小原					
137	埋蔵文化財包蔵地	脇之前	川内市永利町脇之前					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
138	埋蔵文化財包蔵地	清水	川内市永利町清水					
139	埋蔵文化財包蔵地	佐石	川内市永利町佐石					
140	埋蔵文化財包蔵地	萩嶺	川内市永利町萩嶺					
141	埋蔵文化財包蔵地	下永崎	川内市永利町下永崎					
142	埋蔵文化財包蔵地	若宮北	川内市永利町西永崎ほか					
143	埋蔵文化財包蔵地	若宮南	川内市永利町若宮前・大堀ほか					
144	埋蔵文化財包蔵地	笹原	川内市永利町笹原					
145	埋蔵文化財包蔵地	石神原	川内市永利町石神畑					
146	埋蔵文化財包蔵地	宮崎北原	川内市宮崎町出居原・下原ほか					
147	埋蔵文化財包蔵地	背戸口	川内市宮崎町背戸口					
148	埋蔵文化財包蔵地	赤沢津	川内市宮崎町赤沢津					
149	埋蔵文化財包蔵地	赤殿原	川内市宮崎町赤殿原					
150	埋蔵文化財包蔵地	上中原	川内市永利町上中原					
151	埋蔵文化財包蔵地	権現原	川内市平佐町権現原					
152	埋蔵文化財包蔵地	鎮守原	川内市平佐町鎮守原					
153	埋蔵文化財包蔵地	宮崎南原	川内市宮崎町大堀					
154	埋蔵文化財包蔵地	三本松	川内市宮崎町三本松					
155	埋蔵文化財包蔵地	百次原	川内市百次町六反・森原ほか					
156	埋蔵文化財包蔵地	別府原	川内市百次町別府原					
157	埋蔵文化財包蔵地	楠元	川内市百次町楠元					
158	埋蔵文化財包蔵地	大畠	川内市百次町大畠					
159	埋蔵文化財包蔵地	山中A	川内市永利町神田					
160	埋蔵文化財包蔵地	山中B	川内市永利町置石					
161	埋蔵文化財包蔵地	加治屋馬場・春田	川内市平佐町・白和町					
162	埋蔵文化財包蔵地	日暮丘	川内市向田町録本・諏訪平ほか					
163	埋蔵文化財包蔵地	尾賀台	川内市熊野城町尾賀原ほか					
164	埋蔵文化財包蔵地	勝目迫	川内市勝目町勝目迫					
165	埋蔵文化財包蔵地	大原野A	川内市川永野町東大原野					
166	埋蔵文化財包蔵地	大原野B	川内市川永野町大原野					
167	埋蔵文化財包蔵地	小鹿倉	川内市百次町小鹿倉					
168	埋蔵文化財包蔵地	浦田	川内市百次町浦田					
169	埋蔵文化財包蔵地	百次大原野	川内市百次町百次大原野					
170	埋蔵文化財包蔵地	池尻	川内市隈之城町池尻					
171	埋蔵文化財包蔵地	西ノ口	川内市隈之城町西ノ口					
172	埋蔵文化財包蔵地	上ノ原	川内市中福良町上ノ原					
173	埋蔵文化財包蔵地	西ノ原	川内市中福良町西ノ原					
174	埋蔵文化財包蔵地	成岡	川内市中福良町成岡					
175	埋蔵文化財包蔵地	立石A	川内市中福良町立石					
176	埋蔵文化財包蔵地	立石B	川内市中福良町立石					
177	埋蔵文化財包蔵地	集	川内市中福良町集					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
178	埋蔵文化財包蔵地	上新田	川内市青山町上新田					
179	埋蔵文化財包蔵地	堀之内	川内市青山町堀之内					
180	埋蔵文化財包蔵地	床並	川内市青山町床並					
181	埋蔵文化財包蔵地	山仁田	川内市青山町山仁田					
182	埋蔵文化財包蔵地	園田	川内市青山町園田					
183	埋蔵文化財包蔵地	麦	川内市都町麦					
184	埋蔵文化財包蔵地	山口	川内市都町山口					
185	埋蔵文化財包蔵地	霜月田	川内市都町霜月田					
186	埋蔵文化財包蔵地	瀬戸山	川内市木場茶屋町瀬戸山					
187	埋蔵文化財包蔵地	木場原A	川内市木場茶屋町木場原					
188	埋蔵文化財包蔵地	木場原B	川内市木場茶屋町木場原					
189	埋蔵文化財包蔵地	蕨迫	川内市木場茶屋町蕨迫					
190	埋蔵文化財包蔵地	四反畑	川内市尾白江町四反畑					
191	埋蔵文化財包蔵地	山口原	川内市山之口町山口原					
192	埋蔵文化財包蔵地	湯ノ谷	川内市隈之城町湯ノ谷					
193	埋蔵文化財包蔵地	清水経塚	川内市宮里町清水					
194	埋蔵文化財包蔵地	宮田	川内市宮里町宮田					
195	埋蔵文化財包蔵地	堀ノ内	川内市宮里町堀ノ内					
196	埋蔵文化財包蔵地	日吉	川内市宮里町日吉					
197	埋蔵文化財包蔵地	安養寺丘古墳	川内市宮里町安養寺					
198	埋蔵文化財包蔵地	上高江原	川内市高江町峯元・岩崎ほか					
199	埋蔵文化財包蔵地	文田	川内市高江町文田平					
200	埋蔵文化財包蔵地	久見崎軍港跡	川内市久見崎町船手前					
201	埋蔵文化財包蔵地	寄田貝塚	川内市寄田町沖園・南仮屋園					
202	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	久住城跡	川内市久住町井場ヶ迫					
203	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	清水城跡	川内市中村町寺之段					
204	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	小鹿倉城跡	川内市中村町城山					
205	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	梶山城跡	川内市中村町上持					
206	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	雲之上城跡	川内市中村町片山・白谷ほか					
207	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	萩原城跡	川内市中村町宮ヶ原					
208	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	楠元城跡	川内市楠元町宝岩・三丸					
209	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	白浜城跡	川内市白浜町烏山					
210	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	碓山城跡	川内市天辰町碓山					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
211	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	平佐城跡	川内市平佐町藤崎・庵ノ城ほか					
212	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	石神城跡	川内市永利町石神					
213	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	永利城跡	川内市永利町大手					
214	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	上野城跡	川内市百次町上野・城ノ下ほか					
215	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	小城跡	川内市勝目町小城					
216	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	梶城跡	川内市勝目町梶					
217	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	梶城跡	川内市隈之城町尾賀					
218	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	二福城跡	川内市隈之城町城					
219	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	矢倉城跡	川内市矢倉町矢倉城					
220	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	総徳城跡	川内市都町麦・灰原・門前ほか					
221	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	都城跡	川内市都町都都原					
222	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	宮里城跡	川内市宮里町古城					
223	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	鉢巻城跡	川内市宮里町安養寺					
224	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	猫嶽城跡	川内市高江町猫嶽					
225	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	猪子嶽城跡	川内市高江町猪子岳					
226	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	城山城跡	川内市高江町東ノ城・西ノ城					
227	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	剣見ヶ城跡	川内市高江町平					
228	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	大峰元城跡	川内市高江町山口上					
229	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	白石ヶ城跡	川内市高江町白石ヶ城					
230	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	峰ヶ城跡	川内市高江町内場・上小牟礼					
231	埋蔵文化財包蔵地 (城跡)	寄田城跡	川内市寄田町南仮屋園					
232	埋蔵文化財包蔵地	城下	川内市百次町城下					
233	埋蔵文化財包蔵地	汐入・川畑	川内市高江町汐入・川畑					
234	埋蔵文化財包蔵地	大島	川内市東大小路町大島					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
235	埋蔵文化財包蔵地	京田	川内市中郷町京田					
樋脇町								
NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	史跡	瀬戸の大石塔	倉野笹嶺					
2	史跡	阿弥陀金剛仏	倉野笹嶺					
3	史跡	倉野渡り瀬	倉野笹嶺					
4	史跡	倉野城址	倉野木下					
5	史跡	板井川古墳	塔之原岩下					
6	史跡	元村新田用水路	塔之原村子田					
7	史跡	村子田薬師堂跡	塔之原村子田					
8	史跡	山田境論争で憤死した小佐正右衛門・中野助七の墓	塔之原本庵					
9	史跡	大智庵跡	塔之原本庵					
10	史跡	かくれ念仏布教師勘右衛門の墓	塔之原本庵					
11	史跡	樋脇城址と大丸の瀬戸	塔之原城内					
12	史跡	中島宮跡	塔之原中島					
13	史跡	中島の板碑と月輪塔婆	塔之原中島					
14	史跡	紙座跡	塔之原樋掛					
15	史跡	寺子屋	塔之原樋掛					
16	史跡	薩摩の国田尻駅と馬頭観音	塔之原白毛宇都					
17	史跡	永田の愛宕山石碑	塔之原永田					
18	有形民俗	竹山の田ノ神	市比野竹山					
19	有形民俗	向湯の田ノ神	市比野向湯					
20	有形民俗	沢牟田の田ノ神	塔之原沢牟田					
21	有形民俗	上段後の田ノ神	市比野上段後					
22	有形民俗	小野の田ノ神	市比野小野					
23	有形民俗	中之湯三角の田ノ神	市比野中之湯					
24	有形民俗	城之下の田ノ神	市比野城之下					
25	有形民俗	城後の田ノ神	市比野城後					
26	有形民俗	阿母の田ノ神	市比野阿母					
27	有形民俗	矢筈野の田ノ神	市比野矢筈野					
28	有形民俗	村子田の田ノ神	塔之原村子田					
29	有形民俗	倉野の田ノ神	倉野上手					
30	有形民俗	和田の田ノ神	市比野和田					
31	有形民俗	三島の田ノ神	塔之原三島					
32	有形民俗	牟礼の田ノ神	塔之原牟礼					
33	有形民俗	宇都の田ノ神	市比野宇都					
34	有形民俗	武田の田ノ神	市比野武田					
35	有形民俗	原の田ノ神	市比野原					
36	有形民俗	笹原の田ノ神	市比野笹原					
37	有形民俗	上藤本の田ノ神	市比野上藤本					
38	有形民俗	竹山の田ノ神	市比野竹山					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
39	有形民俗	本庵の田ノ神	塔之原本庵					
40	神社	一之宮神社	塔之原121					
41	神社	長谷神社	本庵					
42	神社	三島神社	塔之原903, 910					
43	神社	霧島神社	塔之原1246					
44	神社	菅原神社	塔之原1194					
45	神社	諏訪神社	塔之原1867					
46	神社	菅原神社	塔之原258					
47	神社	霧島若宮神社	塔之原1332					
48	神社	若宮神社	塔之原4525					
49	神社	蛭子神社	塔之原4904					
50	神社	熊野野権現大社	岩下					
51	神社	倉野諏訪神社	倉野536					
52	神社	稲穂神社	倉野木下					
53	神社	巖島神社	塔之原(丸山公園)					
54	神社	菅原神社	市比野2196					
55	神社	高龕神社	市比野784					
56	神社	市比野神社	市比野2812					
57	神社	八幡神社	市比野2712					
58	神社	荒人神社	市比野3935					
59	神社	盛立神社	市比野5128					
60	神社	一之宮神社	市比野5755					
61	神社	日枝神社	市比野610					
62	神社	市比野諏訪神社	市比野3791					
63	神社	智賀尾神社	市比野武田					
64	無形民俗	倉野太鼓踊り保存会	倉野	倉野区公民館	倉野諏訪神社へ奉納	45,000円		
65	無形民俗	岩下棒踊り保存会	塔之原岩下	田島豊	熊野神社へ奉納, 町主催行事等で出演	27,000円		
66	無形民俗	樋脇武士踊り保存会	塔之原	岩元清満	町主催行事等で出演	45,000円		
67	無形民俗	塔之原1区太鼓踊り保存会	塔之原	小原一文	町主催行事等で出演	45,000円		
68	無形民俗	上手太鼓踊り保存会	市比野上手	下畠田森茂	町主催行事等で出演	45,000円		
69	無形民俗	藤本棒踊り保存会	藤本	桐野利文	学校, 主催行事等で出演	27,000円		
70	無形民俗	野下鎌踊り保存会	野下	荒木享子	学校, 町主催行事等で出演	27,000円		
71	郷土芸能	ひわき丸山太鼓同好会	樋脇町	西原千春	町主催行事等で出演	45,000円		
72	郷土史	郷土史同好会		新開譲	郷土史の調査等	36,000円		
73	記念物	楠八重の段遺跡	塔之原沢牟田					
74	記念物	沢牟田遺跡	塔之原沢牟田					
75	記念物	小野遺跡	市比野小野					
76	記念物	市比野中跡	市比野宇都					
77	記念物	玉瀧寺跡	塔之原本庵					
78	記念物	樋脇城跡	塔之原城内					
79	記念物	前田城跡	塔之原金貝					
80	記念物	市比野城跡	市比野城之下					
81	記念物	久留主城跡	市比野中道					
82	記念物	内田城跡	市比野道ヶ迫					
83	記念物	野首城跡	倉野諏訪上					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
84	記念物	高城跡	塔之原木場田					
85	記念物	助之城跡	塔之原菅野					
86	記念物	隈之城跡	塔之原隈之城段					
87	記念物	高城跡	塔之原高城					
88	記念物	瑠璃光寺跡	塔之原三島					
89	記念物	玄豊寺跡	市比野和田					
90	記念物	水流遺跡	塔之原水流					
91	記念物	小市原遺跡	塔之原小市原					
92	記念物	豆迫遺跡	塔之原豆迫					
93	記念物	柳原遺跡	倉野柳原					
94	記念物	池頭遺跡	塔之原池頭					
95	記念物	木下遺跡	倉野木下					
96	記念物	石塚遺跡	倉野石塚					
97	記念物	下原遺跡	倉野下原					
98	記念物	中原遺跡	倉野中原					
99	記念物	上原遺跡	倉野上原					
100	記念物	柳原A遺跡	塔之原柳原					
101	記念物	柳原B遺跡	塔之原柳原					
102	記念物	柳原C遺跡	塔之原柳原					
103	記念物	上祢地原A遺跡	塔之原上祢地原					
104	記念物	上祢地原B遺跡	塔之原上祢地原					
105	記念物	榎木水流遺跡	塔之原榎木水流					
106	記念物	上修理田遺跡	塔之原祢地山					
107	記念物	茶屋堀A遺跡	塔之原岩元					
108	記念物	茶屋堀B遺跡	塔之原岩元					
109	記念物	茶屋堀C遺跡	塔之原岩元					
110	記念物	岩元原A遺跡	塔之原岩元					
111	記念物	岩元原B遺跡	塔之原岩元					
112	記念物	岩元原C遺跡	塔之原岩元					
113	記念物	池頭A遺跡	塔之原村子田					
114	記念物	池頭B遺跡	塔之原村子田					
115	記念物	山畑遺跡	塔之原村子田					
116	記念物	池尻遺跡	塔之原岩下					
117	記念物	中島遺跡	塔之原樋樹					
118	記念物	沢渡A遺跡	塔之原西之原					
119	記念物	沢渡B遺跡	塔之原西之原					
120	記念物	沢渡C遺跡	塔之原西之原					
121	記念物	西之原遺跡	塔之原西之原					
122	記念物	巢桓迫遺跡	塔之原鍋原					
123	記念物	下原A遺跡	塔之原鍋原					
124	記念物	下原B遺跡	塔之原鍋原					
125	記念物	下原C遺跡	塔之原鍋原					
126	記念物	末寺原遺跡	塔之原鍋原					
127	記念物	上原元遺跡	塔之原鍋原					
128	記念物	野稻原遺跡	塔之原鍋原					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
129	記念物	池之迫遺跡	塔之原鍋原					
130	記念物	神ノ原A遺跡	市比野神ノ原					
131	記念物	神ノ原B遺跡	市比野神ノ原					
132	記念物	桂丸遺跡	市比野桂丸					
133	記念物	沢牟田遺跡	塔之原沢牟田					
134	記念物	迫ノ原遺跡	塔之原迫ノ原					
135	記念物	現王A遺跡	塔之原現王					
136	記念物	現王B遺跡	塔之原現王					
137	記念物	上ノ原遺跡	塔之原上ノ原					
138	記念物	杉馬場遺跡	塔之原杉馬場					
139	記念物	石坂遺跡	市比野藤本					
140	記念物	岩下遺跡	市比野藤本					
141	記念物	松山A遺跡	市比野宇都					
142	記念物	松山B遺跡	市比野宇都					
143	記念物	集ヶ段遺跡	市比野宇都					
144	記念物	下井手遺跡	市比野宇都					
145	記念物	久留主遺跡	市比野宇都					
146	記念物	小森遺跡	塔之原小森					
147	記念物	桜島遺跡	塔之原桜島					
148	記念物	百木野段遺跡	塔之原百木野段					

入来町

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	散布地	長野A遺跡	浦之名長野					
2	散布地	長野B遺跡	〃 長野					
3	散布地	床並A遺跡	〃 床並					
4	散布地	龍髪遺跡	〃 龍髪					
5	散布地	牧内段A遺跡	〃 牧内段					
6	散布地	牧内段B遺跡	〃 〃					
7	散布地	床並B遺跡	〃 床並					
8	散布地	床並C遺跡	〃 床並					
9	散布地	中山A遺跡	〃 中山					
10	散布地	中山B遺跡	〃 〃					
11	散布地	中山C遺跡	〃 〃					
12	散布地	市野々A遺跡	〃 市野々					
13	散布地	市野々B遺跡	〃 〃					
14	散布地	原遺跡	〃 原					
15	散布地	木場遺跡	〃 木場					
16	散布地	鍛冶作遺跡	〃 鍛冶作					
17	散布地	蒲生原遺跡	〃 蒲生原					
18	散布地	古河遺跡	〃 古河					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
19	散布地	小俣遺跡	〃 小俣					
20	散布地	竹山遺跡	〃 竹山					
21	散布地	椎木ヶ迫A遺跡	〃 椎木ヶ迫					
22	散布地	近井手遺跡	〃 近井手					
23	散布地	椎木ヶ迫B遺跡	〃 椎木ヶ迫					
24	散布地	般者遺跡	〃 般者					
25	散布地	中津原遺跡	〃 中津原					
26	散布地	下永北遺跡	副田 下永北					
27	散布地	後迫遺跡	〃 後迫					
28	散布地	永山遺跡	〃 永山					
29	散布地	上永北遺跡	〃 上永北					
30	散布地	寺畑遺跡	〃 寺畑					
31	散布地	竹内堀遺跡	〃 竹内堀					
32	散布地	松ヶ迫A遺跡	〃 松ヶ迫					
33	散布地	松ヶ迫B遺跡	〃 〃					
34	散布地	鬼原遺跡	〃 鬼原					
35	散布地	三田五遺跡	〃 三田五					
36	散布地	平段A遺跡	〃 平段					
37	散布地	平段B遺跡	〃 〃					
38	散布地	鷺巣段遺跡	〃 鷺巣段					
39	散布地	迫畑遺跡	〃 迫畑					
40	散布地	三本松A遺跡	〃 三本松					
41	散布地	三本松B遺跡	〃 〃					
42	散布地	地藏原遺跡	〃 地藏原					
43	散布地	大住原遺跡	〃 大住原					
44	散布地	萩尾遺跡	〃 萩尾					
45	散布地	石棺堀遺跡	〃 石棺堀					
46	散布地	平田遺跡	〃 平田					
47	散布地	妙見段遺跡	〃 妙見段					
48	散布地	矢越原遺跡	〃 矢越原					
49	散布地	猪鼻遺跡	〃 猪鼻					
50	散布地	諏訪段遺跡	〃 諏訪段					
51	散布地	老ヶ原遺跡	浦之名老ヶ原					
52	散布地	久留主原遺跡	〃 久留主					
53	散布地	市口遺跡	〃 市口					
54	散布地	松山ヶ迫遺跡	〃 松山ヶ迫					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
55	散布地	芝町遺跡	// 芝町					
56	散布地	古市A遺跡	// 古市					
57	散布地	古市B遺跡	// //					
58	散布地	中須(後平)遺跡	// 後平					
59	散布地	堀ノ内遺跡	// 堀ノ内					
60	散布地	中須遺跡	// 中須					
61	散布地	鹿村迫A遺跡	// 鹿村迫					
62	散布地	中野原遺跡	// 中野原					
63	散布地	鶴田遺跡	// 鶴田					
64	散布地	前田遺跡	// 前田					
65	散布地	鹿村迫B遺跡	// 鹿村迫					
66	散布地	新堀A遺跡	// 新堀					
67	散布地	向山遺跡						
68	散布地	新堀B遺跡	// 新堀					
69	石造物	長野の六地藏塔	// 長野					
70	石造物	悪の五輪塔	// 悪					
71	石造物	薬師殿山古石塔群	// 石橋					
72	石造物	牧神	// 牧内段					
73	石造物	床並の五輪塔	// 床並					
74	石造物	松下田の田の神(Ⅰ)	// 松下田					
75	石造物	松下田の田の神(Ⅱ)	// //					
76	石造物	市野々の田ノ神(Ⅰ)	// 市野々					
77	石造物	市野々の田ノ神(Ⅱ)	// //					
78	石造物	市野々の田ノ神(Ⅲ)	// //					
79	石造物	平木場の田ノ神	// 平木場					
80	石造物	川床の五輪塔(Ⅰ)	// 川床					
81	石造物	川床の五輪塔(Ⅱ)	// //					
82	石造物	天貴美の田ノ神	// 水流原					
83	石造物	天神原の磨崖仏	// 天神原					
84	石造物	堂ノ下の六地藏塔	// 堂ノ下					
85	石造物	村尾の古石塔	// 古河					
86	石造物	牟多田の板碑	// 竹山					
87	石造物	堂園の馬頭観音	// 小俣					
88	石造物	堂園の田ノ神	// 抱ヶ平					
89	石造物	般者殿墓	// 般者					
90	石造物	栗下の田ノ神	// 栗下					
91	石造物	栗下の磨崖仏	// //					
92	石造物	山之口の田ノ神	// 長平					
93	石造物	山伏墓	// 清浦					
94	石造物	小豆迫の古石塔	// 小豆迫					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
95	石造物	街道原の馬頭観音	副田 街道原					
96	石造物	新町の梵字碑	// 新町					
97	石造物	早馬段の田ノ神(Ⅰ)	// 早馬段					
98	石造物	寺畑の古石塔	// 寺畑					
99	石造物	早馬段の田ノ神(Ⅱ)	// 早馬段					
100	石造物	宮原の塞ノ神	// 宮原					
101	石造物	竹内堀の五輪塔	// 竹内堀					
102	石造物	山口の六地藏	// 山口					
103	石造物	松ヶ迫の田ノ神	// 松ヶ迫					
104	石造物	前園の馬頭観音	// 前園					
105	石造物	射馬迫の古石塔	// 射馬迫					
106	石造物	辻原の田ノ神	// 辻原					
107	石造物	榕下の田ノ神	// 榕下					
108	石造物	地藏原の地藏	// 地藏原					
109	石造物	大里の古石塔	// 大里					
110	石造物	熊野神社の六地藏塔	// 権現山					
111	石造物	妙見段の旦那墓	// 妙見段					
112	石造物	猪鼻の田ノ神	// 猪鼻					
113	石造物	妙見段の弥陀三尊塔	// 妙見段					
114	石造物	諏訪段の五輪塔	// 諏訪段					
115	石造物	諏訪段の二十三夜塔	// //					
116	石造物	向山の秋葉像	// 向山					
117	石造物	古春の石敢塔	浦之名古春					
118	石造物	赤城前の常夜灯	// 赤城前					
119	石造物	古春の六地藏塔	// 古春					
120	石造物	古春の三十三観音塔	// //					
121	石造物	赤城神社の古石塔	// 赤城前					
122	石造物	赤城前の墓塔・層塔	// //					
123	石造物	赤城前の地藏尊・六地藏塔	// //					
124	石造物	清色城跡の荒神	// 後迫					
125	石造物	庵ノ坂の石敢当1	// 庵ノ坂					
126	石造物	庵ノ坂の不動明王	// //					
127	石造物	庵ノ坂の石敢当2	// //					
128	石造物	舟瀬殿墓古石塔群	// //					
129	石造物	舟瀬の石敢当	// //					
130	石造物	舟瀬向の六地藏塔	// 舟瀬向					
131	石造物	舟瀬向の百万遍念仏塔	// //					
132	石造物	小路の石敢当1	// 小路					
133	石造物	小路の古石塔	// //					
134	石造物	小路の石敢当2	// //					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
135	石造物	小路の石敢当3	〃 〃					
136	石造物	小路の観音塔	〃 〃					
137	石造物	久木宇都の薬師仏塔	〃 久木宇都					
138	石造物	久木宇都の六地藏塔1	〃 〃					
139	石造物	久木宇都の六地藏塔2	〃 〃					
140	石造物	いくさ墓	〃 〃					
141	石造物	久木宇都の六地藏塔3	〃 〃					
142	石造物	観音山古石塔群	〃 上ノ原					
143	石造物	上原の馬頭観音	〃 福原					
144	石造物	水神碑	〃 大石ヶ平					
145	石造物	渋谷有重供養塔	〃 〃					
146	石造物	中須の馬頭観音	〃 仁田ノ脇					
147	石造物	早馬の馬頭観音	〃 早馬					
148	石造物	竹原田の古石塔	〃 円通庵					
149	石造物	竹原田の地藏	〃 竹原田					
150	石造物	竹原田の馬頭観音	〃 〃					
151	石造物	中須の宝篋印塔	〃 中須					
152	石造物	内山の馬頭観音	〃 内山					
153	石造物	中須の古石塔群	〃 中須					
154	石造物	大宮神社の六地藏塔	〃 〃					
155	石造物	中須の田ノ神	〃 日ノ丸					
156	石造物	日ノ丸の地藏尊	〃 〃					
157	石造物	日ノ丸の古墓	〃 〃					
158	石造物	竹原田の田ノ神	〃 竹原田					
159	石造物	愛宕神社の古石塔	〃 愛宕					
160	城跡	川床城跡	〃 川床					
161	城跡	椿城跡	〃 椿					
162	城跡	淵上城跡	〃 近井手					
163	城跡	箕冠城	〃 黒武者					
164	城跡	椿城	副田 地藏原					
165	城跡	大住吉城	〃 大里					
166	城跡	満手野陣跡	〃 町野					
167	城跡	寿昌寺峰陣跡	〃 向山					
168	城跡	清色城跡	浦ノ名後迫					
169	城跡	黒瀬陣跡	〃 大迫他					
170	寺跡	満福寺跡	副田 中組					
171	寺跡	定永寺跡	〃 妙見段					
172	寺跡	松林寺跡	〃 諏訪段					
173	寺跡	蓮昌寺跡	〃 小園					
174	寺跡	朝日寺跡	副田 向山					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
175	寺跡	寿昌寺跡	〃 〃					
176	寺跡	古春庵跡	浦之名古春					
177	寺跡	延命院跡	〃 赤城前					
178	寺跡	瑠璃光寺跡	〃 舟瀬向					
179	寺跡	昌了寺跡	〃 小路					
180	寺跡	固心院跡	〃 久木宇都					
181	寺跡	慈光寺跡	〃 下大石ヶ原					
182	寺跡	薬師堂跡	〃 円通庵					
183	寺跡	巨過跡	〃 日ノ丸					
184	中・近世村落	黒武者集落	〃 黒武者					
185		大馬越太鼓踊り	〃 大馬越	大馬越太鼓踊り保存会	豊作祈願－鷹子神社奉納祭			
186		平石太鼓踊り	副田 平石	アケスメロ平石保存会	不定期			
187		山口太鼓踊り	〃 山口	山口太鼓踊り保存会	不定期			
188		東郷示現流	浦之名麓	東郷示現流保存会	不定期			
189		棒踊り	〃 山之口	山之口棒踊り保存会	呪器を打ち合わせ悪霊の退散を祈る踊り			
190		狂言	〃 山之口	山之口棒踊り保存会	悪さを働く獅子を退治するもの			
191		俵踊り	〃 上之原	俵踊り保存会	米俵を土俵に積み上げ観衆に披露の様を舞踏化			
192		虚無僧踊り	〃 牟多田	虚無僧踊り保存会	一般的に両者が打ち合うが、女性的な優雅な手踊り			
193		川流れ踊り	〃 堂園	堂園川流れ節保存会	踊り子全員が太鼓を打ち踊り、にぎやかな踊り			
194		銭駒おどり	〃 原	銭駒おどり保存会	にぎやかなお祝い時にふさわしい踊り			
195		疱瘡踊り	〃 小路	小路疱瘡踊り保存会	疱瘡の神様を迎え、他所へお越し願う踊り			
196		ナベフタ踊り	〃 山下	ナベフタ踊り保存会	南国鹿児島女性の勇ましさをあらわした威勢のよい踊り			
197		鷹踊り	副田辻原	辻原鷹踊り保存会	鷹(殿様)と餌差が、鷹に餌を与える優雅な踊り			
198		金山踊り	浦之名中須	金山踊り保存会	馬頭観音や霧島神社に、牛馬の健全成長と豊作祈願			
199		棒踊り		長野棒踊り保存会	呪器を打ち合わせ悪霊を退散を祈る踊り			

東郷町

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	無形民俗文化財	山田中鷹踊り	山田・山田中	山田中鷹踊り保存会	不定期	30,000		
2	無形民俗文化財	古里棒鎌踊り	山田・古里	山田古里棒鎌踊り保存会	不定期	30,000		
3	無形民俗文化財	山田下俵踊り	山田・山田下	山田下俵踊り婦人同好会	不定期	30,000		
4	無形民俗文化財	鳥丸上鷹踊り	鳥丸・鳥丸上	鳥丸上鷹踊り保存会	不定期	30,000		
5	無形民俗文化財	堀虚無僧踊り	藤川・堀	堀虚無僧踊り保存会	不定期	30,000		
6	無形民俗文化財	兵六踊り	藤川・本俣	本俣兵六踊り保存会	不定期	30,000		
7	遺跡・史跡	鳥丸西遺跡	鳥丸上園					
8	遺跡・史跡	五社遺跡	斧淵五社					
9	遺跡・史跡	斧淵城跡	斧淵内田					
10	遺跡・史跡	鶴ヶ岡城跡	斧淵三ヶ郷					
11	遺跡・史跡	原之城跡	斧淵久保田					
12	遺跡・史跡	城ヶ原城跡	南瀬城ヶ原					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
13	遺跡・史跡	知屋城跡	南瀬知屋城跡					
14	遺跡・史跡	仮屋城跡	山田丸田					
15	遺跡・史跡	山田城跡	山田城ノ尾					
16	遺跡・史跡	新城跡	斧淵梅木ヶ迫					
17	遺跡・史跡	正平庵跡	山田市来					
18	遺跡・史跡	元香積寺跡	藤川庵袋					
19	遺跡・史跡	吉祥寺跡	斧淵堂坂					
20	遺跡・史跡	大松院跡	宍野向江					
21	遺跡・史跡	小鷹古石塔群	藤川芭蕉田					
22	遺跡・史跡	相良殿古石塔群	斧淵城内					
23	遺跡・史跡	木場遺跡	宍野木場					
24	遺跡・史跡	五本松経石埋蔵地	南瀬五本松					
25	遺跡・史跡	山田上経石埋蔵地	山田松下					
26	遺跡・史跡	香積寺跡	南瀬諏訪ヶ原					
27	遺跡・史跡	東園遺跡	鳥丸東園					
28	遺跡・史跡	岩戸之下遺跡	南瀬岩戸之下					
29	遺跡・史跡	上口遺跡	藤川上口					
30	遺跡・史跡	現王遺跡	藤川現王					
31	遺跡・史跡	五色遺跡	宍野五色					
32	遺跡・史跡	山門遺跡	鳥丸山門					
33	遺跡・史跡	岩切遺跡	斧淵岩切					
34	遺跡・史跡	大原遺跡	斧淵大原					
35	遺跡・史跡	笹原遺跡	斧淵笹原					
36	遺跡・史跡	司野下遺跡	斧淵司野下					
37	遺跡・史跡	川畑遺跡	南瀬川畑					
38	遺跡・史跡	平畑遺跡	南瀬平畑					
39	遺跡・史跡	道清遺跡	南瀬道清					
40	遺跡・史跡	屋根添・川原遺跡	南瀬屋根添川原					
41	遺跡・史跡	宮ノ脇A遺跡	南瀬宮ノ脇					
42	遺跡・史跡	宮ノ脇B遺跡	南瀬宮ノ脇					
43	遺跡・史跡	大谷遺跡	南瀬大谷					
44	遺跡・史跡	狐ヶ段遺跡	南瀬狐ヶ段					
45	遺跡・史跡	轟木遺跡	南瀬轟木					
46	遺跡・史跡	大椿遺跡	南瀬大椿					
47	遺跡・史跡	大牟礼遺跡	南瀬大牟礼					
48	遺跡・史跡	野中遺跡	南瀬野中					
49	遺跡・史跡	古城跡	南瀬大堀					
50	遺跡・史跡	古城跡	南瀬上平田					
51	遺跡・史跡	内浦遺跡	斧淵内浦					
52	遺跡・史跡	小田・小田原遺跡	斧淵小田小田原					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
53	遺跡・史跡	簾掛遺跡	斧淵簾掛					
54	遺跡・史跡	宮ヶ原遺跡	斧淵宮ヶ原					
55	遺跡・史跡	笹原遺跡	斧淵笹原					
56	遺跡・史跡	松阪遺跡	斧淵松阪					
57	遺跡・史跡	茶屋段遺跡	斧淵茶屋段					
58	遺跡・史跡	後ヶ原遺跡	南瀬後ヶ原					
59	遺跡・史跡	坂ノ下遺跡	南瀬坂ノ下					
60	遺跡・史跡	城ヶ原A遺跡	南瀬城ヶ原					
61	遺跡・史跡	城ヶ原B遺跡	南瀬城ヶ原					
62	遺跡・史跡	前原遺跡	斧淵前原					
63	遺跡・史跡	大牟礼遺跡	斧淵大牟礼					
64	遺跡・史跡	坂中遺跡	南瀬仮屋					
65	遺跡・史跡	宇都遺跡	南瀬宇都					
66	遺跡・史跡	諏訪ヶ原遺跡	南瀬諏訪ヶ原					
67	遺跡・史跡	山武遺跡	鳥丸山武					
68	遺跡・史跡	五社磨崖仏	斧淵五社					
69	遺跡・史跡	白太夫の墓	藤川天神境内					
70	遺跡・史跡	津田万右衛門慰霊社	藤川津田					
71	遺跡・史跡	現王様跡	藤川大久保					
72	建造物	岩元石橋	南瀬井手上					
73	建造物	水車の旧道の石橋	南瀬					
74	建造物	興安殿の石碑	南瀬					
75	建造物	徳光院の石碑	南瀬					
76	有形民俗文化	仏像(里公民館)	南瀬里					
77	有形民俗文化	馬頭観音 石仏	南瀬					
78	有形民俗文化	用水路跡	南瀬					
79	有形民俗文化	城ヶ原池	南瀬					
80	有形民俗文化	馬頭観音	山田字松下					
81	工芸品	東郷土人形						
82	無形民俗文化	女講	山田上					
83	神社	五社神社	斧淵前原					

祁答院町

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	記念物(史跡)	小牧孝陳墓	下手					
2	記念物(史跡)	観音堂跡五輪塔	下手					
3	記念物(史跡)	菩薩堂跡五輪塔	下手					
4	記念物(史跡)	大応寺跡石塔群	下手					
5	記念物(史跡)	大村郷地頭仮屋跡	下手					
6	記念物(史跡)	南方神社と島津歳久	下手					
7	記念物(史跡)	新城跡	上手					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
8	記念物(史跡)	大正寺跡	下手					
9	有形民俗	念仏がま跡	下手					
10	記念物(史跡)	大村招魂墓	下手					
11	記念物(史跡)	吉祥寺跡	下手					
12	記念物(史跡)	石原石塔群	下手					
13	記念物(史跡)	松尾城跡	下手					
14		埋もれ木	下手					
15	有形民俗	原口方柱塔婆	下手					
16	記念物(史跡)	大久保城跡	下手					
17	記念物(史跡)	菊地田城跡	下手					
18	有形民俗	日枝神社	藺牟田					
19	記念物(史跡)	藺牟田郷領主仮屋跡	藺牟田					
20	記念物(史跡)	藺牟田招魂社	藺牟田					
21	有形民俗(工芸)	権山主税自刃刀	藺牟田					
22	有形民俗(工芸)	神崎家の兜	藺牟田					
23	記念物(史跡)	高城跡	藺牟田					
24	有形(建造物)	藺牟田池疎水	藺牟田					
25	記念物(史跡)	片城跡	藺牟田					
26	記念物(史跡)	山王岳環状列石	藺牟田					
27	記念物(史跡)	法蓮寺跡	藺牟田					
28	記念物(史跡)	藺牟田城跡	藺牟田					
29	記念物(史跡)	西之城跡	藺牟田					
30	記念物(史跡)	華巖寺跡石塔群	藺牟田					
31	記念物(史跡)	普賢院跡	藺牟田					
32	記念物(史跡)	医王寺跡	藺牟田					
33	有形(古文書)	宮里文書と山川文書	黒木					
34	有形(彫刻)	秋葉神社石像	黒木					
35	記念物(史跡)	豊州家関係石塔群	黒木					
36	有形民俗	黒木招魂墓と愛宕神社	黒木					
37	有形民俗	御崎神社と三宝荒神	黒木					
38	記念物(史跡)	黒木郷主仮屋跡	黒木					
39	有形民俗	大楠神社	黒木					
40	有形民俗	日置文書	黒木					
41	有形民俗	久玉大明神と天照大神宮	黒木					
42	記念物	堂之迫六地藏塔	黒木					
43	記念物	大日如来像	上手					
44	有形民俗	豊日曇神社	上手					
45	記念物	西南戦争供養塔	上手					
46	記念物(史跡)	大聖寺跡	上手					
47	記念物(史跡)	大村糴原生地	上手					

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
48	記念物(史跡)	滝開城跡と石塔群	上手					
49	記念物	滝開供養塔	上手					
50	記念物	西牟田城跡	上手					
51	埋蔵文化財	上手の古代遺跡	上手					
52	無形民俗	田の神戻し	藪牟田	麓西・東	毎年4月10日に田の神戻しを行う			
53	無形民俗	鎌の手踊り	黒木					
54	無形民俗	疱瘡踊り	黒木					
55	無形民俗	上手の太鼓踊り	上手	上手青年団	毎年10月8日神社奉納			
56	無形民俗	種子島踊り	下手(轟)	種子島踊り保存会				
57	無形民俗	川東バラ踊り	下手(川東)	川東バラ踊り保存会	毎年10月12日神社奉納			
58	無形民俗	兵児踊り	上手(小牧)					
59	無形民俗	鷹踊り	黒木	鷹踊り保存会				
60	無形民俗	餅つき踊り	上手					
61	無形民俗	金山踊り	藪牟田	麓青壮年				
62	無形民俗	棒踊り	藪牟田・黒木・上手					
63	無形民俗	田の神講	各集落					
64	無形民俗	城北鷹踊り	下手	城北鷹踊り保存会				
65	無形民俗	馬頃尾棒踊り	下手	馬頃尾子ども会				
66	無形民俗	秋上バラ踊り	上手	秋上バラ踊り保存会				
67	無形民俗	楠原俵踊り	上手	楠原俵踊り保存会				
68	無形民俗	馬頃尾太鼓踊り	下手	馬頃尾太鼓踊り保存会	毎年10月12日神社奉納			
69	無形民俗	藪牟田麓西の虚無僧踊り	藪牟田	虚無僧踊り保存会				
70	無形民俗	中武松島踊り	上手	松島踊り保存会				
71	無形民俗	砂石太鼓踊り	藪牟田(砂石)	砂石太鼓踊り保存会				

里村

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	史跡	七人合頭・八人合頭	里村	里村				
2	史跡	地頭仮屋敷	里村	里村				
3	史跡	大炊御門中将の墓	里村	里村				
4	史跡	津口番所跡	里村	里村				
5	史跡	山田静治有秀の墓	里村	里村				
6	史跡	琉球人墓	里村	里村				
7	史跡	松木少将の墓	里村	里村				
8	神社	八幡神社	里村	里村				
9	神社	講之本神社	里村	里村				
10	寺跡	西願寺	里村	里村				

上甌村

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	無形民俗	瀬上地区春日神社の内侍舞	上甌村瀬上827	春日神社舞姫保存会	伝承活動			

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
鹿島村								
NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	無形民俗	鹿島太鼓	鹿島村	橋野恵子	不定期	5,000		
2	無形民俗	棒踊り	鹿島村	中野貞二	不定期	5,000		
3	無形民俗	オニハ踊り	鹿島村	梶原あや子	不定期	5,000		
下甌村								
NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
1	無形民俗	港ヤンハ	下甌村手打港地区	港公民館郷土芸能保存会	無定期			
2	無形民俗	青瀬ヤンハ	下甌村青瀬地区	青瀬公民館郷土芸能保存会	地区運動会, 中学校文化祭等			
3	無形民俗	シャノーノー	下甌村瀬々野浦地区	西山公民館郷土芸能保存会	11月10日(神社奉納祭)			
4	無形民俗	長浜出羽踊り	下甌村長浜地区	長浜公民館郷土芸能保存会	無定期			
5	無形民俗	青瀬網持ち囃子	下甌村青瀬地区	青瀬公民館郷土芸能保存会	無定期			
6	無形民俗	片野浦手踊り	下甌村片野浦地区	子岳公民館郷土芸能保存会	神社奉納祭			
7	無形民俗	片野浦棒踊り	下甌村片野浦地区	子岳公民館郷土芸能保存会	無定期			
8	無形民俗	本町棒踊り	下甌村手打本町地区	本町公民館郷土芸能保存会	無定期			
9	無形民俗	太鼓踊り	下甌村手打本町地区	本町公民館郷土芸能保存会	無定期			
10	無形民俗	武者踊り	下甌村手打麓地区	武士踊り保存会	無定期			
11	有形民俗	ピーダナン	下甌村瀬々野浦	中村悦子、宮野勝男、中村俊教、宮野峯泰				
12	遺跡	手打貝塚	下甌村手打	森田厚				
13	遺跡	大原宮園	下甌村手打	県道、及び個人所有				
14	遺跡	大串	下甌村手打	個人所有				
15	遺跡	大城跡	下甌村手打	個人所有				
16	遺跡	小泊	下甌村手打	個人所有				
17	遺跡	桑林	下甌村手打	個人所有				
18	遺跡	湯の尻	下甌村手打	個人所有				
19	遺跡	浜	下甌村手打	個人所有				
20	遺跡	スス浦	下甌村片野浦	個人所有				
21	遺跡	浜田	下甌村片野浦	個人所有				
22	遺跡	宮迫・田之浦	下甌村片野浦	個人所有				
23	遺跡	瀬々野浦江川	下甌村瀬々野浦	個人所有				
24	遺跡	長迫	下甌村手打	個人所有				
25	遺跡	中平	下甌村瀬々野浦	個人所有				
26	遺跡	芦浜	下甌村長浜	個人所有				
27	遺跡	城ノ田	下甌村長浜	個人所有				
28	史跡	常楽寺跡	下甌村手打	現在墓地				
29	史跡	大性寺跡	下甌村手打	下甌村				
30	史跡	経塚	下甌村手打	下甌村				
31	史跡	代官、地頭仮屋敷	下甌村手打	下甌村				
32	史跡	津口番所跡	下甌村手打	下甌村				
33	史跡	遠見番所跡	下甌村手打	下甌村				

NO	種別	名称	所在地	所有者等	活動等	補助金等	管理費等	その他
34	史跡	丸塚	下甌村片野浦	個人所有				
35	史跡	かくれ念仏跡	下甌村手打	個人所有				
36	史跡	かくれ念仏跡	下甌村青瀬	個人所有				
37	史跡	かくれ念仏跡	下甌村内川内	個人所有				
38	史跡	かくれ念仏跡	下甌村長浜	個人所有				
39	史跡	釣掛埼灯台	下甌村手打					
40	史跡	手打漁港石積防波堤	下甌村手打	県				
41	史跡	エゴ	下甌村瀬々野浦	個人所有				

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		【文化活動等】	教育部会 文化振興分科会	
調整方針 (案)	新市に移行後、速やかに調整する。				
市町村名	川内市		樋脇町	入来町	
事業名	薩摩国分寺跡史跡公園活用事業	川内まごころ映画祭	まるやま彫刻大会	文化ホール自主事業	文化ホール自主事業
内容	<p>【目的】 薩摩国分寺跡史跡公園を芸術活動等の発表の場に利用し、広く市民に舞台発表や芸術鑑賞の機会を提供することにより、地域文化の振興を図り、又薩摩国分寺跡史跡公園を有効に活用することを目指す。</p> <p>【内容】 邦楽や詩吟、日本舞踊、郷土芸能、史劇等を組み合わせた舞台を構成する。</p> <p>【主催】 川内市教育委員会 【協力】 川内市文化協会</p>	<p>【目的】 映画館のない街で話題作や名作を上映し、幅広い年齢層が映像文化に対する関心を高めていくことをはじめ、映画祭を通じて市民の文化意識の高揚を図る。</p> <p>【内容】 話題作や名作、こども向け映画等の上映を委託により実施</p> <p>【主催】 川内市教育委員会 【共催・後援】 川内まごころ文学の会、川内市芸術協会、川内市文化協会他</p>	<p>【目的】 彫刻大会の素材に地元産出の珪藻土を使う全国的に類をみないユニークな彫刻大会であるとともに、町内外を問わず多くの人を対象に楽しみながら家族、友達同士で制作して、彫刻の面白さを認識してもらい、文化的行事への参加意識の高揚を図る。</p> <p>【内容】 地元産出珪藻土を使った彫刻大会。</p> <p>【主催】 樋脇町・樋脇町教育委員会 【後援】 鹿児島県・県教育委員会・県美育協会</p>	<p>【目的】 本町の文化的資質の向上を図る。文化祭やその他催し、文化事業を推進する。</p> <p>【内容】 入来町文化ホール事業(日本フィル)</p>	<p>【目的】 本町の文化的資質の向上を図る。文化祭やその他催し、文化事業を推進する。</p> <p>【内容】 入来町文化ホール事業(アグネス・チャン氏公演)</p>
予算	3,500千円	2,126千円	3,100千円	1,500千円	
期日	10月	7月	10月	1月19日	
市町村名	祁答院町	里村	その他の町村		課題・検討事項
事業名	教育委員会主催事業	トンボロ芸術村作品コンテスト	該当なし		川内市はまちづくり公社で実施している事業もある。今後、文化センター(ホール、会館等)で実施している各事業を一括し、持回りで実施するなどの工夫はできると思われる。
内容	<p>【内容】 菊展示会</p>	<p>【目的】 里村の豊かな自然・風土を素材とした芸術コンテストを開催し、村内外から出展を求め、生涯学習態勢づくりへの気運を高めるとともに、芸術・文化活動の促進を図り、里村ならではの個性豊かな芸術村を築くことを目指します。</p> <p>【内容】 絵画、写真、俳句のコンテスト</p> <p>【主催】 トンボロ芸術村実行委員会 里村 里村教育委員会 里村文化協会</p>			
予算	190千円	311千円			
期日	10月29日	村づくり文化祭にて表彰			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		【伝統的建造物群保存地区保存審議会及び保護業務】	教育部会 文化振興分科会
調整方針 (案)	現行のまま新市に引き継ぐ。			
	入来町		その他の市町村	課題・検討事項
【名称】 入来町伝統的建造物群保存審議会				<ul style="list-style-type: none"> ・ 入来町だけの事業であるが、全国的にみても保存地区の中や周辺に事務局を置いていることが多く国の指導の元実施され、継続して行う。 ・ 他の選定地区では、都市計画部門で実施していることから建設部会へも連絡が必要であり、文化財という取扱いでなく、まちづくりという概念で実施し、組織体制を新設し、強化する必要がある。 ・ この事業は、地区設定して実施するが、現樋脇町との関連もでてくると思われる。
【目的】 保存地区の保存などに関する重要事項を調査・審議し、これらの事項について、町長及び教育委員会に建議する。				
【概要】 15名以内の任期2年の伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を町長が任命し、審議会は教育委員会の諮問に応じて専門的見地から答申する。				
【報酬等】 1名1回につき支出(報酬) 委員長 6,300円 副委員長,委員6,200円 1名1回につき支出(費用弁償) 委員長,副委員長,委員 950円			該当なし	
【開催回数】 審議がある場合は、随時開催				
【今後の状況】 現在(平成14年11月現在)、全国で61の国選定伝健地区が存在しており、入来町も目指している。この事業は新市になっても継続されるが、現在の入来町入来麓に限定される事業となる。				
【予算額】 平成14年度より町並み環境整備				
協定項目	21 社会教育事業		【史跡等整備・保護業務】	教育部会 文化振興分科会
調整方針 (案)	現行のまま新市に引き継ぐ。			
	入来町	東郷町	その他の市町村	課題・検討事項
○ 清色城跡保存		○ 人形浄瑠璃		今後合併するにあたって、取り組まなければならない国、県事業に伴う主な事業を検討
【概要】 中世山城である清色城跡の保存(国、県の指導により国史跡指定へ)		【概要】 東郷町文弥節人形浄瑠璃の県・国への取り組み		
【事業】 平成12年、13年度清色城跡の地権者へ同意取得の業務 指定範囲地区が樋脇町へもまたがっており、樋脇町と現在協議中		【事業】 ・町単独事業により平成11年度から平成13年度まで調査を実施し、報告書作成。		
【計画】 入来町では、清色城跡の地籍の確定が14年度となっており、15年度以降より、国指定の同意取得徴収となる。		調査者は、3名の大学教授及び1名の大学講師に依頼。 ・平成13年度からふるさと文化再興事業をうけ、人形製作や映像記録を実施。		
【整備・保存・活用計画】 発掘調査を実施し、復元・整備する。		・町中央公民館講座に位置付け、保存・伝承に努めている。 ・平成14年度 パンフレット作成(300冊) 平成15年度 パンフレット作成(300冊)	該当なし	
【予算額】 調査経費等 平成12年度 9,135,000円 平成13年度 6,720,000円		【予算額】 平成14年度 722,000円(補助金額200,000円含む) 2,601,000円(ふるさと文化再興事業)		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		[市町村民運動会]	教育部会 スポーツ振興分科会	
調整方針(案)	合併後の実施の意向を調査の上、各地域ごとに調整する。				
市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
名称	市民運動会	町民体育大会	町民体育祭	町民体育大会	町大運動会
主催等	【主催】 川内市, 市教員委員会 【共催】 市民会連絡協議会 【主管】 市体育協会	【主催】 樋脇町, 樋脇町教員委員会 樋脇町体育協会	【主催】 町・町教育委員会・町体育協会	【主催】 東郷町・教育委員会・体育協会・中央公民館・校区公民館	【主催】 町・町教育委員会・町体育協会 【共催】 無 【主管】 社会教育課
実施日	10月第2日曜日	10月の第1日曜日・第2日曜日	10月第1日曜日または第2日曜日	10月の第2日曜日	毎年10月第2日曜日
競技形式	市内19小学校区をA・B・Cの3ブロックに分けての校区対抗 ア採点種目 5種目 イ自由参加種目 19種目	12地区公民館対抗 ア 採点種目11種目 イ その他13種目	8ブロック対抗 ア採点種目 9種目 イ自由種目・採点外 17種目	校区(東郷校区は4区)対抗	5地区公民館対抗 採点種目数16種目 採点外種目19種目
競技運営	・大会会長 川内市長 ・副会長 助役2・収入役・教育長 ・顧問 国・県・市議員, 教育委員, 公連会長, 商工会議所会頭 ・参与 各種委員, 官公署長, 学校長, 消防長ほか ・大会委員長 市体協会長 ・副委員長 体協副会長・理事長・副理事長, 市陸協会長, 小・中体連会長, 高等学校長 ・大会総務委員 教育委員会職員 ・競技役員 陸協・市職員・体協・小・中学校教職員130人	・大会会長 樋脇町長 ・副会長 助役・教育長・体協長 ・顧問 議会議員・収入役・各小中高等学校長 ・参与 消防団長・地区公民館長代表・自治公民館長代表・老人クラブ代表・町役場職員・体育指導委員・中高ボランティア	・会長 町長 ・副会長 議長 教育長 体協長 ・参与 助役 収入役 文教厚生委員長 教育委員 社会教育委員長 小中中学校長ほか ・運営委員長 体協副会長2 ・競技役員 役場職員 体協役員 体育指導委員 高校生クラブ 中学生 100人	・会長 東郷町長 ・副会長 助役・議会議員・体育協会長 ・実行委員長 教育長 ・実行委員 校区公民館長・校区体育部長・体育指導委員外 ・競技役員 体育指導委員・役場職員外	・大会会長 祁答院町長 ・副会長 教育長, 体育協会長 ・総務 助役, 総務課長, 体協副会長2 ・競技役員 町職員, 体育指導委員, 各地区公民館長, 各地区体育部長, 消防団長, 婦人会会長他
予算	4,800千円	1,104千円	757千円	229千円	870千円
市町村名	里村	上甕村	下甕村	鹿島村	課題・検討事項
名称	村民体育大会	村民体育大会	該当なし	村民体育大会	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校校区対抗ではチーム数が多く運営が困難である。 ・プログラム(種目数)多く、種目の整理統合が必要 ・離島の参加体制。(3日間休むことができるか) ・開催場所(駐車場の確保等)
主催等	【主催】 里村, 里村体育協会, 里村自治公民館長連絡協議会	【主催】 上甕村 【共催】 なし 【主管】 上甕村教育委員会		【主催】 鹿島村, 鹿島村体育協会, 鹿島村公民館, 鹿島幼稚園, 鹿島小学校, 鹿島中学校	
実施日	平成14年10月13日(体育の日に近い日曜日)	平成14年10月13日(平成14年度)		平成14年10月5日(10月の第1土曜日)	
競技形式	採点種目(7), 自由種目(23)	・地区対抗(7地区) ・校区対抗(3校区)		・地区対抗(7地区)・紅白対抗(小・中学校)	
競技運営	・会長 村長 ・副会長 助役, 教育長, 体協会長 自治公民館長連絡協議会長 ・実行委員長 体協理事長 ・総務 総務課長, 教委事務局長 体協副会長	・会長 村長 ・副会長 村議会議員・教育委員長 ・参与 川内警察署甕島幹部派出所 ・委員長 助役・教育長 ・副委員長 副議長・収入役 ・委員 各公民館長・各小学校長・村P連会長・寿会長村婦連会長・各体育指導委員		・会長 村長 ・副会長 小学校長・中学校長 ・実行委員長 教育長 ・役員 各区長・議員・各団体長	
予算	180千円	832千円	540千円		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)	【総合型地域スポーツクラブ】	教育部会 スポーツ振興分科会
調整方針 (案)	新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。		
	川内市	樋脇町	その他の市町村
<p>【目的】 市民の多様なニーズに対応するため、総合運動公園を基盤として子どもから高齢者まで、生涯にわたってスポーツに親しみ世代を超えた交流を図り、心身ともに豊かで創造的な地域生活を目指す。</p> <p>【事業の概要】 毎週22種目41サークルを実施し、様々な世代との交流により、地域のコミュニティーの場として地域の活性化と連帯感を造る。</p> <p>【名称】 川内スポーツクラブ01</p> <p>【組織】 会員制による会員で組織 1023人 22種目41サークル</p> <p>【役員】 会長、副会長、マネージャー、運営委員(15)、コーチングスタッフ(52)</p> <p>【運営】 会員の会費、補助金 年会費 大人500円/月+1000円(事務手数料) 高校生以下250円/月+1000円 未就学児1000円 有料サークル(別途月会費)大人2千円 高校生以下千円 託児 1人 月1000円 今後は、受益者負担を原則とする自主運営を目指す。 (会員の会員による会員のためのクラブ)</p>	<p>【目的】 スポーツ振興くじ助成金の補助を受け、コミュニティースポーツクラブの創設を図る。</p> <p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民のニーズの把握 ・各種社会体育関係団体との連携 ・指導者の育成 ・各地区関係者への説明(手順) <p>平成14年度 実態把握、各地区関係者、関係団体への説明 平成15年度 設立準備委員会の設置 平成16年3月 設立予定</p>	<p>該当なし</p>	<p>課題・検討事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合運動公園中心のクラブであるが、全市民参加には施設までの交通体制、距離時間が困難であり、旧町村毎のクラブ設立を図り、連合的に連携するか、支部組織とするかが課題。 ・「総合型」の育成を第一に新市内をブロック別に分けて推進する。 ・将来的には各種スポーツ大会やスポーツ教室の運営も担えると良いが、実際の立ち上げは難しい。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		[各種スポーツ大会等]	教育部会 スポーツ振興分科会		
調整方針(案)	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、実施主体については見直し、新市に移行後速やかに調整する。					
課題・検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校校区対抗ではチーム数が多く運営が困難であり、地域スポーツ振興組織の設立が急務で、任意団体が主催を促す。 ・大会開催時期が同時期にもがあり、統廃合・廃止の検討が必要(住民の意向把握が急務である) 					
ソフトボール	市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	
	名称	校区対抗成人男子ソフトボール大会	地区対抗ソフトボール大会(春季・秋季)	ブロック対抗ソフトボール大会	壮年(40歳以上)ソフトボール大会	壮年(40歳以上)ソフトボール大会
	主催	川内市体育協会	樋脇町ソフトボール協会	入来町, 入来町教育委員会, 入来町体育協会	町ソフトボール協会	町教育委員会・町中央公民館・各校区公民館
	共催	市、校区体協連絡協議会			町教育委員会・町中央公民館・各校区公民館	町ソフトボール協会
	期日	8月17～21(夜間開催)	5月、10月(夜間開催)	7月第2日曜日(昼間開催)	4月中旬～下旬	9月初旬
	運営方法	ソフトボール協会運営	ソフトボール協会運営	社会教育課と体育協会運営	町ソフトボール協会運営	社会教育課で運営・町ソフトボール協会が補佐
	内容	チームは年齢構成 19校区対抗トーナメント	チームは地区構成 12地区対抗リンク・トーナメント	チームは年齢構成。8ブロック対抗、予選はリンク、準決勝からはトーナメント	40歳以上の町内居住者、校区・職場は問わない。投球方法は、スローピッチ。	40歳以上の町内居住者、校区・職場は問わない。投球方法は、スローピッチ。
	財源	体協12万	ソフトボール協会	一般会計1万円, 体協8万円	ソフトボール協会負担, 教委は参加賞の	一般会計20千円程度
	事務	市民スポーツ課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)	賞状への押印	社会教育課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)	社会教育課(資料作成等)	社会教育課(資料作成等全てにおいて)
	備考	・校区で予選大会もあり・5校区・花火大会のあくる日からの開催				
	市町村名	里村		上甌村	鹿島村	下甌村
	名称	自治公民館対抗ソフトボール大会	職場職域ナイターソフトボール大会	村内ソフトボール大会	支部対抗ソフトボール大会	(春季・秋季)ソフトボールリーグ戦
	主催	里村体育協会	里村体育協会	上甌村体育協会	鹿島村体育協会	下甌村体育協会ソフトボール専門部
	共催			上甌村教育委員会		
期日	9月1日(日)	8月19日(月)～23日(金)	6月	8月30～31(夜間開催)	4月～5月, 9～10月(夜間開催)	
運営方法	野球部で運営	野球部で運営	上甌村体育協会ソフトボール専門部で運	ソフトボール部会で運営	ソフトボール専門部で運営	
内容	ファーストピッチ, スローピッチの部 自治公民館対抗 チームは年代構成(リーグトーナメント)	ファーストピッチ, スローピッチの部 チーム構成は各職場(リンクトーナメント)	村内に在住する一般男女 地区対抗	7支部対抗トーナメント	鹿島村チームを含めて開催	
財源	(財源)体協 5,000円	参加料(80,000円)	ソフトボール専門部 15万	体協5万	体協4万	
事務	(事務)社会教育係(資料作成, 組合せ表, 結果表作成等)	社会教育係(資料作成, 組合せ表, 結果表作成等)	体協事務局 (資料作成, 参加取りまとめ, 事務会計等)	村教委社会教育係(資料作成・組合せ表・結果表作成等)	村教委社会教育係(広報及び賞状作成等)	
備考						
野球	市町村名	川内市	祁答院町			
	名称	市長旗高校野球大会	祁答院町町民野球大会			
	主催	川内市	祁答院町体育協会・祁答院町野球連盟			
	共催					
	期日	5月中旬・11月中旬	5月中旬・8月下旬			
	運営方法	軟式野球連盟運営(謝金・弁当)	野球連盟・体指運営(弁当)			
	内容	市内3高校リーグ戦	公民館対抗(5地区)リーグ戦			
	財源	一般会計20万	体協6万			
事務	市民スポーツ課(弁当手配・資料・賞状等作成)	社会教育課(弁当手配・資料・賞状等作成)				
備考						

バレーボール	市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町
	名称	校区対抗婦人バレーボール大会	地区対抗バレーボール大会(春季・秋季)	支部代表公民会对抗バレーボール大会	夫婦バレーボール(9人制)大会	自治公民館対抗バレーボール大会
	主催	川内市体育協会	樋脇町バレーボール協会	入来町, 入来町教育委員会, 入来町体育協会	町バレーボール協会	祁答院町・祁答院町教育委員会・祁答院町体育協会
	共催	市、校区体協連絡協議会			町教育委員会・町中央公民館	
	期日	7月第2日曜	6月、9月	9月第1日曜日	10月第3土曜	7月第2日曜
	運営方法	バレーボール協会運営(24チーム)	バレーボール協会運営	社会教育課と体育協会で開催	社会教育課が運営, 町バレー協会は進行程度	バレーボール協会運営(8チーム)
	内容	既婚女性校区対抗ブロック別・年齢構成	地区対抗A,Bブロック別・男女別	公民会对抗, 予選はリンク, 準決勝からトーナメント	町内居住の夫婦, 町内勤務であれば出場可	試合中各チーム9名の総年齢が290歳以上
	財源	(財源) 体協12万	バレーボール協会	一般会計3万3千円, 体協8万円	一般会計15千円程度(トロフィー, 参加)	体協(賞状等)
	事務	市民スポーツ課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)		社会教育課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)	社会教育課(資料作成等全て)	社会教育課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)
	備考	・校区で予選大会もあり・5校区・現チーム数で夕刻までかかる		・校区で予選大会もあり。		
バレーボール	市町村名	里村			上甌村	
	名称	村民バレーボール大会	職場職域バレーボール大会	村内バレーボール大会	壮年バレーボール大会	村内職場対抗バレーボール大会
	主催	里村体育協会	里村体育協会	上甌村体育協会	上甌村体育協会	上甌村体育協会
	共催			上甌村教育委員会	上甌村教育委員会	上甌村教育委員会
	期日	6月30日(日)	10月27日(日)	12月	6月	6月
	運営方法	バレー部で運営	バレー部で運営	上甌村体育協会バレー専門部で運営	上甌村体育協会バレー専門部で運営	上甌村体育協会バレー専門部で運営
	内容	男子・女子の部, 公民館対抗チームは年代構成(リンクトーナメント)	Aパート, Bパートの2パートで行うチームは各職場(リンクトーナメント)	地区対抗 村内に在住する一般男女	地区対抗 村内に在住する40歳以上の一般男女	職場対抗 職場を村内に有する一般男女
	財源	体協 5,000円	参加料(50,000円)		上甌村体育協会バレーボール部 15万	
	事務	社会教育係(資料作成, 組合せ表, 結果表作成等)	社会教育係(資料作成, 組合せ表, 結果表作成等)	体協事務局(資料作成, 参加取りまとめ, 会計事務)	体協事務局(資料作成, 参加取りまとめ, 会計事務)	体協事務局(資料作成, 参加取りまとめ, 会計事務)
	備考					
ソフットバ	市町村名	川内市	入来町		東郷町	
	名称	市民スポーツ・レクリエーション祭	レディースミニバレーボール大会	ミニバレーボール大会	夫婦バレーボール(ミニバレー)大会	町夏季球技大会
	主催	川内市体育協会	教育委員会, 体育指導委員	教育委員会, 体育指導委員, レクリエーション協会	町教育委員会・町中央公民館	町体育協会・町中央公民館・各校区公民館
	共催	市、教育委員会				
	期日	3月第1日曜			5月末または6月初旬の土曜	8月第3日曜
	運営方法	レク協会で運営	社会教育課と体育指導委員で運営	社会教育課と体育指導委員, レクリエーション協会で運営	社会教育課が運営	体協で運営
	内容	混成・年代で市民フリー参加			町内居住の夫婦, 町内勤務であれば出	各校区(チーム)対抗戦
	財源	体協9万	一般会計6万5千円	一般会計4万円, レク協会3万円	一般会計15千円程度(トロフィー, 参加)	体協予算(トロフィー・弁当・参加賞)
	事務	市民スポーツ課(資料作成等)	社会教育課(資料作成等)	社会教育課(資料作成等)	社会教育課(資料作成等全て)	社会教育課(資料作成等全て)
	備考					

レ ー ボ ー ル	市町村名	祇答院町	上甌村		
	名称	自治公民館対抗ミニバレーボール大会	新春ふれあいミニバレーボール大会		
	主催	祇答院町・祇答院町教育委員会・祇答院町体育協会	上甌村教育委員会		
	共催		上甌村体育協会		
	期日	7月第2日曜	1月		
	運営方法	ミニバレーボール協会運営(9チーム)	上甌村体育協会バレーボール専門部で		
	内容	コート内に常時3名以上の女性がいること 年齢制限なし	親子の部 200才未満の部 200才以上の部		
	財源	体協(賞状等)	上甌村体育協会バレーボール専門部 1		
	事務	社会教育課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)	体協事務局(資料作成、参加取りまとめ事務会計等)		
備考					
駅 伝	市町村名	樋脇町	入来町	東郷町	祇答院町
	名称	樋脇町まるやま駅伝競走大会	町駅伝競走大会	東郷町町内一周駅伝競走大会	祇答院町町内一周駅伝大会
	主催	樋脇町教育委員会、樋脇町体育協会	入来町、入来町教育委員会、入来町体育協会	町体育協会・町教育委員会・町中央公民館・校区公民館	祇答院町・祇答院町教育委員会・祇答院町体育協会
	共催			町子ども会育成連絡協議会・町商工会・町青年団連絡協議会・町女性団体連絡	祇答院町観光協会・祇答院うめんこ村・南日本新聞社
	期日		11月第3日曜日	11月の第3日曜か第4日曜	11月第2土曜
	運営方法	教育委員会(社会教育課)にて運営	社会教育課と体育協会で運営、役員として役場職員	教委で運営、役場職員・体指に役員・審判等を依頼	町職員・体育指導委員で運営
	内容		8ブロック対抗,	校区対抗, 年齢構成あり	地区公民館対抗(5地区)・13区間 26.3km
	財源	一般会計	一般会計21万円, 体協8万円	体協162千円	体協20万
	事務	資料作成、会場設営、運営全般	社会教育課(資料作成・結果表作成等)	社会教育課(準備, 資料作成, 賞状等全)	社会教育課(資料作成・集計結果表作成)
	備考	※ 2年に1回の開催			企画開発課(資料作成・集計結果表作成)
	市町村名	里村			
	名称	トンボロ駅伝大会			
	主催	里村体育協会			
	共催				
	期日	1月19日(日)			
運営方法	陸上部で運営				
内容	小学生以上, 男女は問わない 1チーム5名とする				
財源	(財源)参加料(10,000円)と体協(20,000円)				
事務	(事務)社会教育係(資料作成, 結果表作成等)				
備考					

ウ マ ラ ソ ン グ	市町村名	川内市	樋脇町	東郷町	祁答院町	上甌村
	名称	川内川河口一周マラソン・ウォーキング大会	ひわき丸山桜マラソン大会	とうごう天神梅マラソン大会	いむた池梅マラソン大会	甌大明神マラソン大会
	主催	川内川を生かしたスポーツ推進事業実行委員会	樋脇町観光協会	とうごう天神梅マラソン大会事務局	祁答院町・祁答院町教育委員会・祁答院町体育協会・祁答院町観光協会・祁答院うめんこ村・南日本新聞社	甌大明神マラソン大会実行委員会 上甌村
	共催					
	期日	3月第3日曜	4月初旬の土曜日	1月最終日曜日	2月第4日曜	11月第2日曜日
	運営方法	陸上協会・婦人スポーツ・体指・レク協会生活改善会(豚汁)で運営	観光協会・役場職員で運営	実行委員会で運営、役場職員等ボランティア協力	町職員・体育指導委員・うめんこ村・婦人会で運営	実行委員会で運営、役場職員等ボランティア協力
	内容	マラソン23キロ・ウォーキング3・6・10キロ	マラソン3・5・10・キロ・ファミリー1キロ	3km(小〜一般)・5km(中〜一般)・10km(高〜一般)・ファミリー1km(小2までの親子)	マラソン1周(3.3km), 2周(6.6km), 3周(10km), ファミリー(1.0km) 参加賞・遠来賞・夫婦賞・ラッキー賞・抽選会	1K・3K・5K・10K・ファミリーコース
	財源	参加賞・遠来賞・抽選会	参加賞・長寿賞・団体賞・スポンサー賞・遠来賞・抽選会	遠来賞・長寿賞外	観光協会260万	入賞・特別賞等
	事務備考	市民スポーツ課事務局(庶務全般)		事務局は商工会及び町経済課 予算は企画課	企画開発課事務局(庶務全般)	企画課
	市町村名	下甌村	鹿島村			
名称	新春かのこロードレース大会	つばきマラソン大会				
主催	下甌村, 下甌村教育委員会, 下甌村体育協会	鹿島村体育協会・鹿島村公民館				
共催						
期日	1月下旬の日曜日	3月の第1日曜日				
運営方法	村職員・体育指導委員・村生活改善グループで運営	体協役員・教育委員会・大会ボランティアで運営				
内容	1kmロードレース(小学生下学年男女), 3kロードレース(小学生上学年以上の男女), 5kロードレース(小学生上学年以上の男女), 1kジョギング(幼児とその保護者)	1K・3k・5Kコース他ウォーキングコース				
財源	参加賞, 最高齢者賞ほか	入賞, 参加賞, 最高齢者賞ほか				
事務備考	社会教育係	社会教育係				
講 習 会	市町村名	川内市	東郷町	祁答院町	里村	
	名称	婦人マサゲーム講習会	マサゲーム講習会	ニュースポーツ教室	バレーボール講習会	ソフトボール審判講習会
	主催	川内市	町教育委員会	体育指導委員会 教育委員会	里村体育協会	里村体育協会
	共催					
	期日	8月、9月各1回	8月中旬〜下旬	8月	5月11日(土)	5月18日(土)
	運営方法	体育指導委員・婦人スポーツクラブで指導	体指が中心になり、地区講習会参加者とともに指導	体育指導委員で指導	体育指導員、学校教員、バレーボール愛好者に指導	体育指導員、学校教員、ソフトボール愛好者に指導
	内容	各校区代表参加市民運動会で披露	各校区運動会、町民体育大会で披露	各種ニュースポーツの実践	バレーボールのルール、審判についての講習等	ソフトボールのルール、審判についての講習等
	財源			一般会計(飲み物程度)	体協30,000円	体協30,000円
	事務備考	市民スポーツ課(会場確保・連絡調整・飲み物準備等)		社会教育課(連絡調整・準備)	社会教育係(会場確保, 連絡調整)	社会教育係(会場確保, 連絡調整)
	市町村名	上甌村	下甌村	下甌村		
名称	マサゲーム伝達講習会	マサゲーム伝達講習会	日本ゲートボール連合審判免許更新講習			
主催	上甌村地婦連協議会	村教育委員会	財団法人鹿児島県ゲートボール協会			
共催	上甌村教育委員会		下甌村教育委員会			
期日	8月	8月	1月			
運営方法	講師に依頼 指導	講師に依頼 指導	講師に依頼 指導			
内容	村民体育大会で披露	村民体育大会で披露	講習, 実技			
財源	一般財源(旅費、報償費)	一般財源(旅費、報償費)				
事務備考	講師派遣申請	講師派遣申請	講師派遣申請, 免許更新手続き テキスト代, 更新手数料, 会場事務費を徴収			

ス ポ ー ッ 少 年 団	市町村名	川内市		入来町		祁答院町
	名称	リーダー研修会	交流交歓大会	交歓大会	インリーダー研修会	剣道スポーツ少年団練成大会
	主催	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団本部	教育委員会, スポーツ少年団本部	教育委員会, スポーツ少年団本部, 子ども会育成連絡協議会	剣道スポーツ少年団
	共催					(期日) 2月第2日曜
	期日					
	運営方法	スポーツ少年団本部に依頼	スポーツ少年団本部に依頼	スポーツ少年団本部と事務局で運営	社会教育課で企画, 運営	指導者・剣道連盟
	内容					
	財源	本年度会計より(8万円)	本年度会計より(4万円)	スポーツ少年団会計より必要経費分を支出	一般会計3万5千円, その他必要経費はスポ少会計より支出	スポ少本部会計より4万円
	事務	市民スポーツ課事務局(連絡調整)	市民スポーツ課事務局(連絡調整)	社会教育課事務局(運営及び連絡調整)	社会教育課事務局(企画及び運営)	社会教育課事務局(連絡調整)
	備考					
ゲ ー ト ボ ー ル	市町村名	東郷町		里村	下甌村	鹿島村
	名称	指導者研修会	交流交歓大会	里村スポーツ少年団駅伝大会	交歓大会	親子剣道大会
	主催	町スポーツ少年団本部, 町教育委員会	地区スポーツ少年団本部,	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団本部
	共催					
	期日					
	運営方法	町スポーツ少年団本部, 町教委で運営	地区スポーツ少年団に依頼	スポーツ少年団本部	スポーツ少年団本部に依頼	スポーツ少年団本部に依頼
	内容					
	財源			20,000円(少年団本部)		
	事務	社会教育課	社会教育課	社会教育係(資料作成, 事務連絡等)	社会教育係(企画及び運営)	スポーツ少年団本部
	備考					
ゲ ー ト ボ ー ル	市町村名	東郷町	里村	上甌村	下甌村	
	名称	町夏季球技大会	遠目木ゲートボール大会	ふれあいゲートボール大会	南日本銀行下甌支店杯大会	南日本ゲートボール村予選大会
	主催	町体育協会・町中央公民館・各校区公民	里村体育協会	上甌村体育協会	下甌村ゲートボール協会	下甌村ゲートボール協会
	共催			上甌村上甌村教育委員会		
	期日	8月第3日曜	6月, 10月の土曜日 年2回	5月・9月(年2回)	6月の1日	7月の1日
	運営方法	体協で運営	ゲートボール部で運営	上甌村体育協会ゲートボール専門部で	教育委員会で運営	教育委員会で運営
	内容	各校区対抗戦	1チーム5名以上 小学生以上 男女は問わない	地区対抗 親子の部	村内在住	村内在住
	財源	体協予算(トロフィー・弁当・参加賞)	20,000円	上甌村体育協会ゲートボール専門部 1	参加料及び村補助金	参加料及び村補助金
	事務	社会教育課(資料作成等全て)	社会教育係(会場確保, 資料作成, 組合せ表, 結果表作成等)	体協事務局(資料作成, 参加取りまとめ, 事務会計)	社会教育係(資料作成等全て)	社会教育係(資料作成等全て)
	備考					
ゲ ー ト ボ ー ル	市町村名	下甌村				
	名称	村長杯ゲートボール大会	教育長杯ゲートボール大会	新春打ち初めゲートボール大会	協会長杯大会	鹿の子ゆりゲートボール大会
	主催	下甌村ゲートボール協会	下甌村ゲートボール協会	下甌村ゲートボール協会	下甌村ゲートボール協会	下甌村
	共催					甌島商船(株), 南日本銀行(協賛)
	期日	9月の1日	11月の1日	1月の1日	3月の1日	5月中の2日間
	運営方法	教育委員会で運営	教育委員会で運営	教育委員会で運営	教育委員会で運営	村職員及び女性会
	内容	村内在住	村内在住	村内在住	村内在住	予選リンク, 決勝リンク
	財源	参加料及び村補助金	参加料及び村補助金	参加料及び村補助金	参加料及び村補助金	一般会計
	事務	社会教育係(資料作成等全て)	社会教育係(資料作成等全て)	社会教育係(資料作成等全て)	社会教育係(資料作成等全て)	社会教育係(資料作成・連絡調整等すべて)
	備考					後援: 鹿児島県ゲートボール協会 役員構成: 会長～村長 副会長～教育長, 体育協会長 大会競技委員長～村ゲートボール協会会長 接待係～村女性会員 救護係～医師 その他役員～役場職員 実行委員: 村体育協会長, 教育長, ゲートボール協会長, ゲートボール協会副会長, ゲートボール協会各地区理事9名, ゲートボール協会審判委員長, 地域女性団体連絡協議会会長, 体育指導委員代表, 総務理代, 経理理代
ゲ ー ト ボ ー ル	市町村名	鹿島村				
	名称	支部対抗ゲートボール大会				
	主催	鹿島村体育協会				
	共催					
	期日	5月31日				
	運営方法	ゲートボール部会で運営				
	内容	7支部対抗トーナメント				
	財源	体協5万				
事務	村教委社会教育係(資料作成・組合せ)					
備考						

グラウンドゴルフ	市町村名	川内市	東郷町		祁答院町	
	名称	市民スポーツ・レクリエーション祭	町夏季球技大会	町チャリティーグラウンドゴルフ大会	3町親睦グラウンドゴルフ大会	自治公民館対抗グラウンドゴルフ大会
	主催	川内市体育協会	町体育協会・町中央公民館・各校区公民	町社会福祉協議会	グラウンドゴルフ協会	祁答院町・祁答院町教育委員会・祁答院
	共催	市、教育委員会				
	期日	3月第1日曜	8月第3日曜		毎月開催、3町で持ち回り	7月第2日曜
	運営方法	グラウンドゴルフ協会で運営	体協で運営			グラウンドゴルフ協会で運営
	内容	市民フリー参加	各校区(チーム)対抗戦			自治公民館対抗(23チーム)
	財源	体協9万	体協予算(トロフィー・弁当・参加賞)			体協(賞状等)
	事務備考	市民スポーツ課(資料作成・連絡調整)	社会教育課(資料作成等全て)			社会教育課(資料作成・連絡調整)
インディアカ	市町村名	川内市	東郷町			
	名称	市民スポーツ・レクリエーション祭	町インディアカ大会			
	主催	川内市体育協会	体育指導委員会・町教育委員会・町中央公民館			
	共催	市、川内市教育委員会				
	期日	3月第1日曜	11月第1の金曜か土曜			
	運営方法	インディアカ協会で運営	体育指導委員会、社会教育課で運営			
	内容	市民フリー参加	町内居住者、年齢・性別は問わない			
	財源	体協9万	一般会計15千円程度(トロフィー、参加)			
	事務備考	市民スポーツ課(資料作成・連絡調整)	社会教育課(資料作成等全て)			
ホッケー	市町村名	樋脇町				
	名称	樋脇町家庭婦人ホッケー大会	樋脇町ホッケー祭り			
	主催	樋脇町教育委員会、樋脇町体育協会	樋脇町教育委員会、樋脇町体育協会			
	共催					
	期日					
	運営方法	教育委員会(社会教育課)にて運営	教育委員会(社会教育課)にて運営			
	内容					
	財源	一般会計	一般会計			
	事務備考	資料作成、会場設営、運営全般	資料作成、会場設営、運営全般			
綱引	市町村名	川内市				
	名称	川内大綱カップ綱引き競技大会	校区対抗綱引競技大会			
	主催	川内市	川内市体育協会			
	共催					
	期日	9月23日(秋分の日)	1月第4日曜日			
	運営方法	綱引き連盟が運営(諸金対応)	綱引き連盟が運営			
	内容	一般フリー・小学生・選手権	19校区対抗男女別			
	財源	一般会計102万(参加賞・報償費・消耗品・印刷費)	12万			
	事務備考	市民スポーツ課(庶務全般)	市民スポーツ課(資料作成・連絡調整)			

その他	市町村名	川内市	入来町	東郷町		里村
	名称	川内川がらっぱカヌー大会	剣道大会	町一輪車競技会	町剣道大会	里村少年武道大会
	主催	川内市	町, 教育委員会, 体育協会	町教育委員会, 体育指導委員会, 町中央公民館	町体育協会剣道部	里村体育協会, 里村スポーツ少年団本部
	共催		教育委員会, 剣道連盟(主管)		後援: 体育協会・教育委員会・中央公民	
	期日		2月11日(建国記念の日)	10月第3土曜	1月第3土曜	2月11日(火)
	運営方法	職員	社会教育課と剣道連盟で運営	教委, 体指で運営, 学校教職員に審判等に協力	体協剣道部で運営, 教委職員が協力	体協の柔道部, 剣道部で運営
	内容	小・中・一般の部約200m折り返しスラローム	個人戦の部, 団体戦の部で実施	町内居住の児童で, 一輪車に乗れる者	個人戦, 団体戦で実施	柔道・・・地区対抗, 紅白試合, 個人戦(勝ち抜き戦) 剣道・・・地区対抗, 紅白試合, 個人戦(勝ち抜き戦)
	財源	一般会計45万(報償費・印刷費・消耗)	一般会計10万円, 体協7万円	一般会計110千円程度(メダル・参加賞)	体協 35,000円	体協 100,000円
	事務		社会教育課(資料作成・組合せ表・結果表作成等)	社会教育課(準備, 資料作成等全て)	体協剣道部事務局で準備	社会教育係(資料作成, 組合せ表, 会場確保, 連絡調整等)
	備考					
	市町村名	上甌村	下甌村	下甌村		
	名称	バドミントントーナメント大会	オープン卓球大会	村民卓球大会		
	主催	上甌村体育協会	下甌村体育協会	下甌村体育協会		
	共催	上甌村教育委員会(後援)				
期日		6月の1日	12月の1日			
運営方法	上甌村体育協会バドミントン専門部で運営	下甌村体育協会卓球専門部で運営	下甌村体育協会卓球専門部で運営			
内容	ダブルスのみ, 2月・8月(年2回)	村内及び鹿島村に在住する男女	村内に在住する男女			
財源	上甌村体育協会バドミントン部 12万	補助金及び参加料	補助金及び参加料			
事務	体協事務局(資料作成, 参加取りまとめ, 事務会)					
備考						

川陸地区法定合併協議会事務事業一元化調整概括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		[教育振興施設の維持管理運営(公民館等)]		教育部会 社会教育分科会
調整方針(案)	許可申請手続や、減免基準の統一等、合併時に、新たに制度等を制定する。(使用料については合併協定項目14号「使用料、手数料等の取扱い」で協議)				
市町村名	川内市		樋脇町		
名称	川内市中央公民館	隈之城・川内・可愛 平佐西・亀山・水引 永利・峰山・湯田 滄浪・寄田・陽成 平佐東・八幡・育英・ 吉川・高来・城上・ 西方校区公民館	樋脇町中央公民館	市比野3区公民館 市比野4区公民館 市比野5, 6区公民館 温泉区公民館 塔之原2区公民館 塔之原3区公民館 藤本青少年集会所 岩下集会所 倉野青少年集会所	塔之原4区コミュニティーセンター
開館時間	9:00 ~ 22:00	9:00~22:00	9:00 ~22:00		
休館日	・毎月第3日曜日。 ・1月1日から同月3日まで。 ・12月29日から同月31日まで。	・毎月第3日曜日 ・1月1日から同月3日まで 12月29日から同月31日まで	・毎週月曜日 ・年末年始		
申し込み時期	・使用5日前まで受付 ・大研修室は3月前から ・その他は1月前から	・使用日の30日前から使用日の5日前まで	・使用当日まで受付	全て地区に運営を委託	塔之原4区に委託
申し込み方法	・インターネットで仮予約も可。 ・所定の使用許可申請書に必要事項を記入直接申請者が申し込む。	・インターネットで仮予約も可 ・所定の使用許可申請書に必要事項を記入直接申請者が申し込む	・所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む。		
使用許可	・内容を審査して適当と認めるとき許可する。	・内容を審査して適当と認めるとき許可する	・施設の使用調整をし、使用許可書を交付。		
使用許可の制限	・公民館の目的又は運営方針に反すると認められるとき ・専ら営利を目的とするものと認められるとき。 ・公民館管理上支障があると認められるとき	・公民館の目的又は運営方針に反すると認められるとき ・専ら営利を目的とするものと認められるとき。 ・公民館管理上支障があると認められるとき	・善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。 ・管理上支障があると認めるとき。 ・社会教育法第23条の既定に反すると認めるとき。 ・暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認められるとき。		
使用料の還付	・原則なし。 ・但し、天災地変など使用者の責めに記することができないとき。 ・使用開始5日前までに取消し又は変更を申し出て市長が認めたとき。	・原則なし ・但し、天災地変など使用者の責めに記することができないとき ・使用開始5日前までに取消し又は変更を申し出て市長が認めたとき			
免除・減免規定	・市または市の機関が主催するとき。 ・市または市の機関が公共団体等と共催する事業のとき。 ・社会教育上適当と認める事業のとき。 ・公益上必要と認める事業のとき。	・市または市の機関が主催するとき ・市または市の機関が公共団体等と共催する事業のとき ・社会教育上適当と認める事業のとき ・公益上必要と認める事業のとき		なし	
維持管理費	11, 296千円(図書館含む。)	1, 189千円	3, 637千円		

市町村名	入来町			東郷町	
名称	入来町中央公民館 (入来町農業就業改善センター)	分館 清色分館(入来町勤労者福祉研修館) 副分館 朝陽分館(ふるさと会館) 大馬越分館(大馬越農村研修館) 八重分館(八重集会所)	大内田集会所 副田東集会所	東郷町中央公民館	斧淵コミュニティセンター 高齢者コミュニティセンター(南瀬) 山田コミュニティセンター 鳥丸コミュニティセンター 藤川地区多目的研修集会所 (藤川コミュニティセンター)
開館時間	8:30 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00		8:30 ~ 10:00	
休館日	・毎週月曜日 午後5時以降 ・12月28日から翌年1月3日まで	・毎週水曜日, 土曜日, 日曜日, 祝日 ・12月28日から翌年1月3日		・第3日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月28日から翌年1月4日まで	・各コミセンで対応
申し込み時期	・使用当日まで受付	使用日までに受付	地区に管理を委託	・使用日の3ヶ月前から使用日までまで受付	・使用とする5日前まで
申し込み方法	・所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込む。	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込む。		・所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込む。	・使用許可申請簿に所定の事項を記載し、事務の委託を受けた校区公民館長に提出
使用許可	・施設の使用調整をし、使用許可書を交付。	施設の使用調整をし、使用許可書を交付。		・施設の使用調整をし、使用許可書を交付。	
使用許可の制限	・善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。 ・管理上支障があると認めるとき。 ・社会教育法第23条の既定に反すると認めるとき。 ・暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為をすおそれがある組織の利益になると認められるとき。	・善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。 ・管理上支障があると認めるとき。 ・社会教育法第24条の既定に反すると認めるとき。 ・暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為をすおそれがある組織の利益になると認められるとき。		・公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 ・公益を害するおそれがあると認められるとき。 ・施設等をき損するおそれがあると認められるとき。 ・社会教育法第23条の既定に反すると認めるとき。 ・その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 ・その他、施設等の管理上支障があると認められるとき。	・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 ・施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 ・営利を目的として使用するとき。 ・前各号に掲げるもののほか、町長において使用させることが適当でないとき。
使用料の還付	既納の使用料は還付しない。ただし次に該当する場合は還付できる。 ・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由 ・公益上または管理上の必要により許可を取り消した場合 ・教育長が認めたとき	既納の使用料は還付しない。ただし次に該当する場合は還付できる。 ・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由 ・公益上または管理上の必要により許可を取り消した場合 ・教育長が認めたとき		・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。 ・公益上又は管理上の必要により、許可を取り消したとき。 ・使用者が使用開始前に使用の取り消しを申し出て、教育長がこれを認めたとき。 ・前号に掲げた場合のほか、特別の理由があると教育長が認めたとき。	
免除・減免規定	・社会教育及び公共事業のため使用する場合 ・教育委員会において必要と認めるとき	・社会教育及び公共事業のため使用する場合 ・教育委員会において必要と認めるとき		・教育委員会は、必要があると認めるときは、前条の使用料を免除又は減額することができる	・各コミセンで免除規定あり
維持管理費	5, 235千円	7, 977千円	232千円	6, 841千円	

市町村名	祁答院町		里村	上飯村	
名称	祁答院町農村環境改善センター(中央公民館)	黒木地区公民館 上手農村研修センター 大村交流館 轟農村研修センター 藺牟田農村研修センター	里村中央公民館	コミュニティセンター	茶之木分館
開館時間	8:30 ~ 22:00	8:30~22:00	8:30 ~ 17:00	8:30~22:00	
休館日	・年末年始 12月29日～翌年1月3日まで		・土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日より1月4日まで)	12月26日～1月3日 月曜日	
申し込み時期	・使用当日まで受付	使用日まで受付	・使用しようとするその前日までの午前中まで	使用日の5日前まで	
申し込み方法	・所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込み。	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込み。	・所定の使用申請書に必要事項を記入の上申込み	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ直接申請者が申込み。	
使用許可	・施設の使用調整をし、使用許可書を交付。	施設の使用調整をし、使用許可書を交付。	・施設の使用調整をし、使用許可書を交付	使用許可書の発行	
使用許可の制限	・公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 ・管理上支障があると認めるとき。		・公民館の目的及び運営方針に反するもの。 ・管理上支障があると認めるもの。 ・社会教育法第23条の既定に定めるもの	公の秩序、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 施設及び附属設備等をき損するおそれがあると認めるとき。 公益を害するおそれがあると認めるとき。 前各号に定める場合のほか、施設の管理上支障があると認めるとき。	
使用料の還付	有	特別の事由によりし使用しなかった場合		天災・地変・その他使用者の責めに帰することができない理由で使用できなくなったとき、及び使用開始前3日までに取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認めるとき	
免除・減免規定	・町の主催・共催。 ・町内の各種団体の使用。 ・社会教育上、公益上必要と認める場合。	町主催の会合、町内社会教育・学校教育・産業教育関係等の使用の場合	・村が設置する期間が使用する場合。・社会教育団体が使用する場合 ・社会教育上または公益上特に必要を認める場合	教育委員会は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、規定に定めるところにより、前条第1項に規定する使用料を免除し、又は減額することができる。	なし
維持管理費	9,640千円	17,109千円	725千円		
市町村名	下飯村		鹿島村	課題・検討事項	
名称	中央公民館	手打地区公民館、青瀬公民館、西山公民館、子岳公民館、内川内公民館、長浜公民館	鹿島村公民館	・新中央公民館の位置と現在の各中央公民館の機能 ・使用申請、使用料、減免規定、開館時間等の調整 ・公民館主事の配置 ・既存施設の機能	
開館時間	8:30~22:00	8:30~22:00	8:30 ~ 17:00		
休館日			・土曜日、日曜日、祝日、年末年始		
申し込み時期	公民館を使用とするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。	公民館を使用とするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。	使用しようとするその前日まで		
申し込み方法	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込み。	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申込み。	・所定の使用申請書に必要事項を記入の上申込み		
使用許可	・施設の使用調整をし、使用を許可する	・施設の使用調整をし、使用を許可する	・施設の使用調整をし、使用許可書を交付		
使用許可の制限	・公民館の目的および運営方針に反するもの ・公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 ・管理上支障があると認めるとき。	・公民館の目的および運営方針に反するもの ・公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 ・管理上支障があると認めるとき。	・公民館の目的及び運営方針に反するもの ・許可の条件に違反したとき ・使用に関し係員の指示に従わず又は遵守すべき事項に違反する行為があったとき ・その他管理上支障があると認めるとき。		
使用料の還付	・原則なし。 ・但し、天災地変など使用者の責めに記することができないとき。	・原則なし。 ・但し、天災地変など使用者の責めに記することができないとき。			
免除・減免規定	・村が設置する期間が使用する場合 ・社会教育団体が使用する場合 ・社会教育上または公益上特に必要を認める場合	・村が設置する期間が使用する場合 ・社会教育団体が使用する場合 ・社会教育上または公益上特に必要を認める場合	・村が設置する機関が使用する場合 ・社会教育団体が使用する場合 ・社会教育上または公益上特に必要を認める場合		
維持管理費	760千円	3,430千円	348千円		

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	23-21 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)		【教育振興施設の維持管理運営(その他の教育振興施設)】		教育部会 社会教育分科会
調整方針(案)	許可申請手続や、減免基準の統一等、合併時に、新たに制度等を制定する。(使用料については合併協定項目14号「使用料、手数料等の取扱い」で協議)				
市町村名	川内市				
名称	川内市セントピア	川内市立少年自然の家	川内市歴史資料館	総合体育館	野球場
開館時間	9:00～22:00	8:30～17:00	午前9時から午後5時まで 入館時間は午後4時30分まで	8:30～22:00	8:30～日没
休館日	・毎月第1月曜日 ・1月1日から同月3日まで ・12月29日から同月31日まで	(1)月曜日(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日(3)1月2日から4日まで及び12月28日から同月31日まで	(1)国民の祝日に関する法律第2条に規定する国民の祝日。ただし、こどもの日及び文化の日を除く。 (2)月曜日 (3)12月29日から同月31日まで並びに1月2日及び同月3日	第1月曜日	なし
申し込み時期	使用日の3月前から使用日の5日前まで	使用する日の20日前まで	随時	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日
申し込み方法	・インターネットで仮予約 ・所定の使用許可申請書に必要事項を記入の上、直接申請者が申し込み。	申請書(1)活動計画書(2)研修者名簿 (3)団体健康調査票	電話予約 直接来館	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口
使用許可	内容を審査し、適当と認めるとき許可す	使用許可書の交付	教育委員会の許可	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口
使用許可の制限	・セントピアの目的または運営方針に反すると認めるとき。 ・専ら営利を目的とすると認めるとき。 ・セントピアの管理運営に支障があると認めるとき。	(1) 公の秩序又は善良な風俗を害する恐れがあるとき (2) 建物及び園附属設備を毀損するおそれがあるとき (3) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為を常態とするものの利益になると認めるとき。 (4) 前各号に掲げるほか少年自然の家の管理上支障があると認めるとき。	(入館者の制限) 館長は、歴史資料館を利用しようとする者又は利用する者が次の各号の一に該当すると認めるときは、入館を拒否し、又は退館を命じることができる。 (1) 館内の風紀を乱し、又は静粛を害するおそれがある者 (2) 伝染性疾患がある者 (3) 前2号に掲げるほか歴史資料館の管理上支障があると認められる者	管理上困難な興業 火気の使用	管理上困難な興業 火気の使用
使用料の還付	・原則なし。 ・天災地変などの使用者の責めに帰することができないとき。 ・使用開始5日前までに取消し変更を申し出て市長が認めたとき。	(1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由で使用できなくなったとき(2)使用者が使用開始7日前までに使用許可の取り消し、又は変更を申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき	原則なし	原則なし	原則なし
免除・減免規定	・市または市の機関が公共団体等と共催する事業のとき。 ・社会教育上適当と認める事業のとき。 ・公益上必要と認める事業のとき。	(1) 市内の小学校又は中学校の児童生徒の団体で5条の1に該当する者 (2) 市内のスポーツ少年団、子ども会などの少年団体で5条の2に該当する者 (3) 前各号に掲げる者のほか市長が適当と認めるもの。	(入館料の免除) 入館料を免除する場合の対象者は、次の各号の一に該当する者とする。 (1) 小学校及び中学校の児童及び生徒で市内に住所を有する者 (2) 教育課程に基づく学習活動として入館する市内の高等学校の生徒 (3) 教育課程に基づく学習活動として入館する幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の園児、児童及び生徒の引率者 (4) 前条各号に規定する無料開放による入館者 (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者	一部事務組合の業務・・・免除(空調除く) 市共催・・・5割(空調除く) 身障者団体・・・5割(空調除く)	一部事務組合の業務・・・免除(空調除く) 市共催・・・5割(空調除く) 身障者団体・・・5割(空調除く)
維持管理費	6, 225千円	43, 898千円	43,912千円	70,000千円	4,450千円

市町村名	川内市				
名称	陸上競技場	テニスコート	多目的運動広場	御陵下運動公園野球場	御陵下テニスコート
開館時間	8:30～日没	8:30～22:00	8:30～22:00	8:30～22:00	8:30～日没
休館日	なし	なし	なし	なし	なし
申し込み時期	専用大会・・・一年分2月調整 一般(個人使用)・・・当日	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日
申し込み方法	大会専用・・・事務局 一般・・・窓口	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口
使用許可	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口
使用許可の制限	管理上困難な興業 火気の使用 サッカー等は準決勝以上	管理上困難な興業 火気の使用	管理上困難な興業 火気の使用	管理上困難な興業 火気の使用	管理上困難な興業 火気の使用
使用料の還付	原則なし	原則なし	原則なし	原則なし	原則なし
免除・減免規定	一部事務組合の業務・・・免除(空調除く) 市共催・・・5割(空調除く) 身障者団体・・・5割(空調除く)	一部事務組合の業務・・・免除(空調除く) 市共催・・・5割(空調除く) 身障者団体・・・5割(空調除く)	一部事務組合の業務・・・免除(空調除く) 市共催・・・5割(空調除く) 身障者団体・・・5割(空調除く)	一部事務組合の業務・・・免除(照明除く) 市共催・・・5割(照明除く) 身障者団体・・・5割(照明除く)	一部事務組合の業務・・・免除 市共催・・・5割 身障者団体・・・5割
維持管理費	4,450千円	4,450千円	4,450千円	4,480千円	30千円
市町村名	川内市				
名称	御陵下運動会館	川内プール	屋外運動場夜間照明施設	宮里体育館・港体育館・西方体育館・冷水体育館・寄田運動広場・高江運動広場・網津運動広場・平佐東運動広場・下東郷運動広場	
開館時間	8:30～22:00	10:00～19:00	日没～22:00		
休館日	なし	毎週月曜日	なし		
申し込み時期	随時、または当日	専用大会・・・一年分2月調整 個人は当日	専用大会・・・一年分2月調整 一般・・・毎月1日に翌月分または当日		
申し込み方法	一般・・・インターネット、電話、窓口	大会専用・・・事務局 窓口	大会専用・・・事務局 一般・・・インターネット、電話、窓口		
使用許可	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口	申請時・・・窓口		
使用許可の制限	管理上困難な興業 火気の使用	管理上困難な興業 火気の使用 小学三年生以下保護者同伴	サッカー、ラグビーは許可学校のみ 軟式野球は学童のみ	地区に委託	
使用料の還付	原則なし	原則なし	原則なし		
免除・減免規定	一部事務組合の業務・・・免除(空調除く) 市共催・・・5割(空調除く) 身障者団体・・・5割(空調除く)	市共催、小中体連、事務組合・・・免除 市後援、体協団体、身障者・・・5割	市共催・・・5割		
維持管理費	1,000千円	5,420千円	3,980千円		

市町村名	樋脇町				
名称	樋脇町総合体育館	樋脇町総合グラウンド	樋脇町B&G海洋センター	樋脇町弓道場	樋脇町屋外人工芝競技場
開館時間	8:30 ~ 22:00	8:30~22:00	9:00 ~ 22:00	8:30 ~ 22:00	8:30 ~ 22:00
休館日	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで	1月1日～6月中旬 9月中旬～12月31日	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで
申し込み時期	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	随時	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。
申し込み方法	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む
使用許可	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付	使用料、入場料の支払いによる	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付
使用許可の制限	公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。公益を害するおそれがあると認められるとき。 体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 前各号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。	公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。公益を害するおそれがあると認められるとき。 体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 前各号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。	使用者は次の事項を遵守しなければならない 施設等をき損又は汚損しないこと。 他人に危害又は迷惑をおよぼす行為をしないこと。 他人に危害又は迷惑をおよぼす物を携帯しないこと。 物品を陳列し、または販売し、もしくは広告物等を配布しないこと。 火気または危険物を取り扱わないこと。 前各号のほか、委員会が指示する事項。	公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。公益を害するおそれがあると認められるとき。 体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 前各号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。	公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。公益を害するおそれがあると認められるとき。 体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 前各号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。
使用料の還付	災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。公益上または管理上の必要により許可を取り消したとき。 使用者が使用開始前日（その日が日曜日または祝日であるときは、日曜日または祝日の前日）までに使用の取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認められたとき。	災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。公益上または管理上の必要により許可を取り消したとき。 使用者が使用開始前日（その日が日曜日または祝日であるときは、日曜日または祝日の前日）までに使用の取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認められたとき。		災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。公益上または管理上の必要により許可を取り消したとき。 使用者が使用開始前日（その日が日曜日または祝日であるときは、日曜日または祝日の前日）までに使用の取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認められたとき。	災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。公益上または管理上の必要により許可を取り消したとき。 使用者が使用開始前日（その日が日曜日または祝日であるときは、日曜日または祝日の前日）までに使用の取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認められたとき。
免除・減免規定	使用料の免除 町長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を免除し、または一部の額を減額することができる。	使用料の免除 町長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を免除し、または一部の額を減額することができる。	使用料の免除 委員会は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を免除し、または減額することができる。	使用料の免除 町長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を免除し、または一部の額を減額することができる。	使用料の免除 町長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、使用料を免除し、または一部の額を減額することができる。 町外からの合宿については、使用料を免除する。（県との土地譲渡契約に基づく特約条項による）
維持管理費	総合体育施設管理費として14,300千円	総合体育施設管理費として14,300千円	24,681千円(サンヘルスパークも含む)	総合体育施設管理費として14,300千円	総合体育施設管理費として14,300千円

市町村名	樋脇町			入来町
名称	樋脇町屋外運動場照明施設	樋脇町総合グラウンド照明施設	樋脇町人工芝競技場照明施設	入来町体育館
開館時間	日没～22:00	日没から22:00	日没から22:00まで	9:00～17:00 8:30～22:00
休館日				月曜日及び第3日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 毎週月曜日17:00以降 12月28日～翌年1月3日まで
申し込み時期	随時	随時	随時	随時
申し込み方法	使用5日前までに申請書により委員会に申請する	使用5日前までに申請書により委員会に申請する	使用5日前までに申請書により委員会に申請する	あらかじめ委員会の許可を受ける 所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む
使用許可	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付
使用許可の制限	使用者が、使用の目的又は条件に違反したとき。 使用者が、条例又は条例に基づく規則に違反したとき。 その他公益上やむを得ない理由が生じたとき	公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 公益を害するおそれがあると認められるとき。 体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 前各号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。	公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 公益を害するおそれがあると認められるとき。 体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 前各号に掲げる場合のほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。	条例に基づく規則若しくは係員の指示に反する者又は、施設保全に支障があると認められるとき。 公安・公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められたとき 建物又は付属備品等を損傷するおそれがあると認められたとき 暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認められたとき
使用料の還付	使用者の責に帰することのできない理由で使用できないときには、全額を還付する。	災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。 公益上または管理上の必要により許可を取り消したとき。 使用者が使用開始前日(その日が日曜日または祝日であるときは、日曜日または祝日の前日)までに使用の取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認められたとき。	災害その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなったとき。 公益上または管理上の必要により許可を取り消したとき。 使用者が使用開始前日(その日が日曜日または祝日であるときは、日曜日または祝日の前日)までに使用の取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認められたとき。	使用料は徴収しない。 既納の使用料は還付しない。ただし次に該当する場合は還付できる。 ・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由で使用不能になったとき ・公益上または管理上の必要により許可を取り消した場合 ・使用開始前に許可を取り消し、又は変更を申し出た者について、管理者がこれを認められたとき。
免除・減免規定	使用料の免除 町主催行事、公民館主催行事の場合は免除	使用料の免除 町主催行事、公民館主催行事の場合は免除	使用料の免除 町主催行事、公民館主催行事の場合は免除	使用料は徴収しない。 免除する場合 ・町が主催する行事・国又は県が主催する保健体育行事 ・学校教育法、児童の規定による町立学校、町立幼稚園又は保育所の児童生徒若しくは園児が教育上の目的のため、教職員に引率されて利用される体育大会等 ・その他管理者が必要と認めるとき 5割減額する場合 ・町が後援する行事 ・その他管理者が必要と認められたとき
維持管理費	総合体育施設管理費として14,300千	総合体育施設管理費として14,300千	総合体育施設管理費として14,300千	7,168千円 2,307千円

市町村名	入来町				
名称	入来町営グラウンド	入来町営グラウンド照明施設	入来町立武道館	入来町弓道場	入来町テニスコート
開館時間		日没 ～ 22:00	8:30 ～ 22:00	8:30 ～ 22:00	8:30 ～ 22:00
休館日	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで	毎週月曜日 12月28日～翌年1月3日まで	毎週月曜日17:00以降 12月28日～翌年1月3日まで	毎週月曜日17:00以降 12月28日～翌年1月4日まで
申し込み時期	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。
申し込み方法	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む
使用許可	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の調整をし、使用許可書を交付
使用許可の制限		公益を害するおそれがあると認められるとき 照明施設を損傷するおそれがあると認められるとき 暴力団その他集团的に又は常習的に暴力行為をするおそれがある組織の利益になると認められるとき その他不相当と認められるとき	公安・公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められたとき 建物又は付属備品等を損傷するおそれがあると認められたとき 公の秩序又は善良な風俗を害する行為を常態とする者の利益になると認められたとき 暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益なると認められたとき その他公益上又は武道館の管理上支障があると認められたとき	公安・公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められたとき 建物又は付属備品等を損傷するおそれがあると認められたとき 公の秩序又は善良な風俗を害する行為を常態とする者の利益になると認められたとき 暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益なると認められたとき その他公益上又は弓道場の管理上支障があると認められたとき	秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき 施設等を損傷するおそれがあるとき 管理上支障があるとき 暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になるとき 教育委員会が使用を不相当と認めるとき
使用料の還付	使用料徴収はない	既納の使用料は還付しない。	天災、地変その他使用者の責に帰することができない理由で使用不能になったとき 規定により、許可を取り消したとき 使用者が、使用開始前5日に許可を取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認められたとき	天災、地変その他使用者の責に帰することができない理由で使用不能になったとき 規定により、許可を取り消したとき 使用者が、使用開始前5日に許可を取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認められたとき	
免除・減免規定		町が主催する行事 国又は県が主催する保健体育行事 その他教育委員会が必要と認められたとき	入来町体育協会及び入来町スポーツ少年団が使用するとき 町内の学校に籍を置く児童生徒及び町内に住所を有する児童生徒が使用するとき 町が主催し、又は共催するスポーツに関する行事に使用するとき	町内の学校に籍を有する児童生徒及び町内に住所を有する児童生徒が使用するとき 町体育協会弓道部が使用するとき 町若しくは委員会が主催又は共催する行事に使用するとき その他、特に必要と認めるときは、5割又は全額を減免することができる	町が主催する行事 国又は県が主催する行事 学校教育法の規定による町立学校が教育上の目的のため、教職員等に引率されて利用する体育大会等 その他教育委員会が必要と認められたとき 5割減額する場合 町が後援する行事 その他教育委員会が必要と認められたとき
維持管理費	448千円		384千円	69千円	

市町村名	入来町			東郷町	
名称	入来町全天候型ゲートボール場	入来町郷土館(図書室含む)	入来町文化ホール・サンフラワーいりき文化ホール別館	東郷町総合体育施設	東郷町池島運動公園
開館時間	8:30 ~ 22:00	9:00 ~ 17:00	8:30 ~ 22:00	6時から22時まで	昼間(8~18時)
休館日	毎週月曜日17:00以降 12月28日~翌年1月4日まで	毎週月曜日・第3日曜日・祝日 12月28日~翌年1月4日まで	毎週月曜日17:00以降 12月28日~翌年1月2日まで	12月28日~翌年1月3日	
申し込み時期	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	随時	使用の日7日前までに教育委員会へ提出する。	使用5日前までに(ただし、使用日まで受付している)	(使用しようとする日の前日まで)
申し込み方法	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	郷土館にて受付	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用許可申請書に必要事項を記入の上、直接申請者が申し込む。	所定の使用許可申請書に必要事項を記入の上、直接申請者が申し込む。
使用許可	施設の調整をし、使用許可書を交付		施設の調整をし、使用許可書を交付	施設の使用調整をし、使用許可証を交付。	施設の使用調整をし、使用通知証を交付。
使用許可の制限	使用者が、使用の目的又は条件に違反したとき 使用者が、条例又は規則に違反したとき 暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になるとき 教育委員会が使用を不適当と認めるとき その他公益上やむを得ない理由が生じたとき	条例に基づく規則若しくは係員の指示に反する者又は、管理上支障があると認めるとき	公安・公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき 施設又は設備等を損傷し、又は滅するおそれがあると認めるとき 暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認めるとき 文化ホールの目的及び管理上支障があると認められるとき	・公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 ・公益を害するおそれがあると認められるとき。 ・施設等をき損するおそれがあると認められるとき。 ・その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認められるとき。 ・前各号に掲げる場合のほか施設等の管理上支障があると認められるとき。	・公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 ・公益を害するおそれがあると認められるとき。 ・施設等をき損するおそれがあると認められるとき。 ・前各号に掲げる場合のほか施設等の管理上支障があると認められるとき。
使用料の還付			災害その他使用者の責めに帰することのできない理由で使用不能になったとき 規定による許可を取り消したとき 使用者が使用開始前に許可の取り消し又は変更を申し出て教育委員会がこれを認めたとき その他教育委員会が特別の理由があると認めるとき	既納の使用料は、返還しない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。 ・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。 ・公益上又は管理上の必要により、許可を取り消したとき。 ・使用者が使用開始前に使用の取り消しを申し出て、教育委員会がこれを認めたとき。 ・前号に掲げた場合のほか、特別の理由があると、教育委員会が認めたとき。	既納の使用料は、返還しない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。 ・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。 ・公益上又は管理上の必要により、許可を取り消したとき。 ・使用者が使用開始前に使用の取り消しを申し出て、教育委員会がこれを認めたとき。 ・前号に掲げた場合のほか、特別の理由があると、教育委員会が認めたとき。
免除・減免規定	町が主催する行事 国又は県が主催する行事 学校教育法の規定による町立学校が教育上の目的のため、教職員等に引率されて利用する体育大会等 その他教育委員会が必要と認めるとき 5割減額する場合 町が後援する行事 その他教育委員会が必要と認めるとき	教育課程に基づく学習活動として、入館する町内の小中学校、高等学校の児童生徒及びその引率者 その他教育委員会が認めるとき 図書室は無料	町又は町の機関が主催し又は共催し、若しくは教育委員会が必要と認められた場合は全額、 その他教育委員会が必要と認められた場合は、使用料を2分の1に減額することができる	・町主催、町体協主催大会 ・小中高校生 ・老人団体	・小中高校生
維持管理費	62千円	6,274千円	15,162千円	9,923千円(H15予算)	2,588千円(H15予算)

市町村名	東郷町		祁答院町		
名称	南瀬屋外運動場照明施設	鳥丸屋外運動場照明施設	祁答院グラウンド	祁答院体育センター	祁答院弓道場
開館時間	日没から午後10時まで	日没から午後10時まで	8:30～22:00	8:30～22:00	8:30～22:00
休館日	12月28日～翌年1月3日	12月28日～翌年1月3日	無	無	無
申し込み時期	使用5日前までに (ただし、使用日前日まで受付けている)	使用5日前までに (ただし、使用日前日まで受付けている)	無 随時	随時	随時
申し込み方法	所定の使用許可申請書に必要事項を記入の上、直接申請者が申し込む。	所定の使用許可申請書に必要事項を記入の上、直接申請者が申し込む。	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み
使用許可	施設の使用調整をし、使用許可証を交付。	施設の使用調整をし、使用許可証を交付。	許可証の発行	許可証の発行	許可証の発行
使用許可の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者が使用の目的又は条件に違反したとき。 ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 ・その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者が使用の目的又は条件に違反したとき。 ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 ・その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないとき 2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないとき 2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないとき 2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき
使用料の還付	<p>既納の使用料は、返還しない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。 ・公益上又は管理上の必要により、許可を取り消したとき。 ・使用者が使用開始前に使用の取り消しを申し出て、教育委員会がこれを認めたとき。 ・前号に掲げた場合のほか、特別の理由があると、教育委員会が認めたとき。 	<p>既納の使用料は、返還しない。ただし、次に該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他、使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。 ・公益上又は管理上の必要により、許可を取り消したとき。 ・使用者が使用開始前に使用の取り消しを申し出て、教育委員会がこれを認めたとき。 ・前号に掲げた場合のほか、特別の理由があると、教育委員会が認めたとき。 	<p>◎既納の使用料は、返還しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部の額を返還することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき ・前項に掲げる場合のほか、委員会が特別な理由があると認めるとき 	<p>◎既納の使用料は、返還しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部の額を返還することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき ・前項に掲げる場合のほか、委員会が特別な理由があると認めるとき 	<p>◎既納の使用料は、返還しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部の額を返還することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき ・前項に掲げる場合のほか、委員会が特別な理由があると認めるとき
免除・減免規定	<ul style="list-style-type: none"> ・町主催又は共催のスポーツ大会 ・スポーツ教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・町主催又は共催のスポーツ大会 ・スポーツ教室 	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。
維持管理費	244千円 (H15予算)	232千円 (H15予算)	857千円	752千円	電気料のみ学校施設費で支払い

市町村名	祁答院町				
名称	轟運動広場	轟悠久館	町立祁答院中学校運動場照明施設	祁答院グラウンド照明施設	蘭傘田池運動広場照明施設
開館時間	8:30~22:00	8:30~22:00	日没~22:00	日没~22:00	日没~22:00
休館日	無	無	12月28日~1月3日	12月28日~1月3日	12月28日~1月3日
申し込み時期	随時	随時	随時	随時	随時
申し込み方法	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み
使用許可	許可証の発行	許可証の発行	許可証の発行	許可証の発行	許可証の発行
使用許可の制限	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・体育施設及び備品等をき損するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・施設等を損傷するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・施設等を損傷するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・施設等を損傷するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき
使用料の還付	<p>◎既納の使用料は、返還しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、既納の使用料の全部又は一部の額を返還することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき ・前項に掲げる場合のほか、委員会が特別な理由があると認めるとき 				
免除・減免規定	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。		町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。
維持管理費	125千円	154千円	105千円 電気料については学校施設費で支払い	1,795千円	63千円

市町村名	祁答院町	里村	里村	里村	上甌村
名称	轟運動広場照明施設	里村村民プール	屋外運動場照明施設	里村柔道会館	上甌村コミュニティセンター
開館時間	日没～22:00	10:00～19:00(6月1日～9月30日)	日没～22:00	8:30～20:00	8:30～22:00
休館日	12月28日～1月3日	月曜日	12月26日～翌年1月9日まで	12月28日～翌年1月3日まで	12月26日～1月3日 月曜日
申し込み時期	随時	学校使用も含めて事前調整 個人は当日	随時申込み	使用の日5日前までに教育委員会へ提出する。	使用日の5日前まで
申し込み方法	利用申請書による申込み	専用は、使用する3日前 個人は当日	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ、直接申請者が申し込む。
使用許可	許可証の発行	専用・・・申請書を審査し、適当と認められた時はこれを許可し、使用許可書を交付する。	施設の使用調整をし、使用許可書を交付する。	施設の調整をし、使用許可書を交付	使用許可書の発行
使用許可の制限	1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・施設等を損傷するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき 2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき	・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 ・伝染病の疾患を有しているとき。 ・村民プール及び付属設備をき損するおそれがあると認めるとき。 ・他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがあると認めるとき。 ・公益上又は村民プールの管理上支障があると認めるとき。 ・その他使用させることが適当でないと教育委員会が認めるとき。	・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 ・学校内の建物及び付属設備をき損するおそれがあると認めるとき。 ・その他照明施設の管理上支障があると認めるとき。	公安・公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき 建物又は付属備品等を損傷するおそれがあると認めるとき 公の秩序又は善良な風俗を害する行為を常態とする者の利益になると認めるとき 暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認めるとき その他公益上又は武道館の管理上支障があると認めるとき	公の秩序、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 施設及び付属設備等をき損するおそれがあると認めるとき。 公益を害するおそれがあると認めるとき。 前各号に定める場合のほか、施設の管理上支障があると認めるとき。
使用料の還付		既納の使用料は、返還しない。ただし、次に該当する場合は、使用料の全部又は一部の額を返還することができる。 ・災害その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用が不能となったとき。 ・使用者が使用前2日前までに、使用許可の取消し及び変更を願い出た場合において相当の事由があると認めるとき。	既納の使用料は還付しない。ただし、天災地変その他使用者の責めに帰ることができない理由で使用できなくなったときは還付することができる。	天災、地変その他使用者の責に帰することができない理由で使用不能になったとき 規定により、許可を取り消したとき 使用者が、使用開始前5日に許可を取り消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認めるとき	天災・地変・その他使用者の責めに帰することができない理由で使用できなくなったとき、及び使用開始前3日までに取消し及び変更を申し出た場合において相当の理由があると認めるとき
免除・減免規定	町が主催又は共催して行うもの及び委員会が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。	・村が主催し、又は共催する場合 ・県が主催する行事 ・学校教育法及び児童福祉法の規定により村立学校の児童生徒、村立幼稚園又は村立保育所の園児が、教育上の目的のため教職員等に引率されて使用する場合 ・その他教育委員会が必要と認められた場合	・村の機関が主催し、又は共催して行うスポーツ大会若しくは文化的行事及び人命救助などの救急を要する場合に使用するとき、使用料の額を免除又は減免することができる。	里中学校柔道部及び里村柔道スポーツ少年団が使用するとき	教育委員会は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、規定に定めるところにより、前条第1項に規定する使用料を免除し、又は減額することができる。
維持管理費	63千円	2,139千円(H15当初予算)	409千円(H15当初予算)	53千円	

市町村名	上甌村	上甌村	上甌村	上甌村	上甌村
名称	村立体育館	上甌村総合運動公園	上甌村B&G海洋センター	上甌中学校屋外運動場照明施設	江石運動場
開館時間	昼間8:00～17:00 夜間18:00～22:00	8:30～17:00まで	9:00～21:00	なし	昼間8:00～17:00 夜間18:00～22:00
休館日	12月26日～1月3日まで	毎週月曜日 12月26日～1月3日まで	毎週月曜日 11月1～4月30日	なし	12月26日～1月3日まで
申し込み時期	使用日の5日前まで	使用日の5日前まで	専用使用は3日前まで 一部使用は当日	随時 専用使用は使用日の5日前まで	使用日の5日前まで
申し込み方法	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ 直接申請者が申し込む。	専用使用の場合のみ、所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ直接申請者が申し込む。	専用使用の場合のみ、所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ直接申請者が申し込む。	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ 直接申請者が申し込む。	所定の使用申請書に必要事項を記入のうえ 直接申請者が申し込む。
使用許可	使用許可書の発行	使用許可書の発行	使用許可書の発行	使用許可書の発行	使用許可書の発行
使用許可の制限	公の秩序、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 施設又は設備等をき損するおそれがあると認めるとき。 その他管理上支障があると認めるとき。	公の秩序、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 施設及び附属設備等をき損するおそれがあると認めるとき。 公益を害するおそれがあると認めるとき。 前各号に定める場合のほか、施設の管理上支障があると認めるとき。	公安・風俗・その他公益を害するおそれがあると認めるとき。 伝染性の疾患を有しているとき。 プール及び附属設備等をき損するおそれがあると認めるとき。 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがあると認めるとき。	公の秩序、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 施設又は設備等をき損するおそれがあると認めるとき。 その他管理上支障があると認めるとき。	公の秩序、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 施設又は設備等をき損するおそれがあると認めるとき。 その他管理上支障があると認めるとき。
使用料の還付	天災地変・その他使用者の責めに帰することができない理由で使用できなくなったときは 還付することができる。		災害、その他使用者の責に帰することができない理由で使用不能となったとき。 村、又は村の機関において特に必要が生じ 許可を取り消したとき。使用開始前に許可の取り消し、又は許可の変更を申し立て教育委員会がこれを必要と認めるとき	使用者の責めによらない理由で使用不能となったとき、又は教育委員会が相当の理由があると認めるときは概納の使用料を還付することができる。	
免除・減免規定	教育委員会は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、条例第8条に規定する使用料を免除し、又は減額することができる。		村及び村の機関が使用する場合、又は村及び村の機関が他の団体と共催する場合。 その他教育委員会が必要と認めた場合。	教育委員会は、必要であると認めるときは使用料を減額又は、免除することができる。	
維持管理費					

市町村名	下甌村	下甌村	鹿島村	鹿島村	課題・問題点
名称	村立海陽中学校屋外運動場照明施設	村立海星中学校屋外運動場照明施設	鹿島中学校屋外照明施設	鹿島村コミュニティプール	<ul style="list-style-type: none"> ・申し込み方法、開館時間、減免等管理の統一を図る必要がある。 ・施設の名称
開館時間			日没～22:00	10:00～17:00	
休館日			12月28日～1月3日	6月1日～9月30日	
申し込み時期	随時	随時	随時	随時	
申し込み方法	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み	利用申請書による申込み	
使用許可	許可証の発行	許可証の発行	許可証の発行	許可証の発行	
使用許可の制限	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・施設等を損傷するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・施設等を損傷するおそれがあると認めるとき ・その他許可することが適当でないと認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、若しくは使用の中止を命じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反した場合 ・公益上必要があると認めるとき ・その他特に必要があると認めるとき 	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・学校内の建物及び付属設備をき損するおそれがあると認めるとき ・その他照明施設の管理上支障があると認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき 	<p>1 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき ・伝染性の疾患を有しているとき ・公益上又はプールの管理上支障があると認めるとき <p>2 次のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用者が許可の目的又は条件に違反したとき ・使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき 	
使用料の還付	天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由でなくなったとき	天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由でなくなったとき		既納の使用料は還付しない。 ただし、天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由で使用できなくなったとき及び相当な理由があると認められるときは使用料の全部または、一部を還付することができる。	
免除・減免規定	村が主催又は共催して行うものスポーツ大会若しくは文化行事に使用するとき、は、使用料を減免することができる。	村が主催又は共催して行うものスポーツ大会若しくは文化行事に使用するとき、は、使用料を減免することができる。	使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減免することができる	使用料は、教育委員会規則で定めるところにより減免することができる	
維持管理費	94千円	158千円	70千円	720千円	